

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2026 年 6 月 12 日

神鋼鋼線工業株式会社

2026 年 6 月 12 日

兵庫県尼崎市中浜町 10 番地 1
神鋼鋼線工業株式会社
代表取締役社長 北山 修二

株式交換に関する事前開示事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

当社は、2026 年 5 月 11 日開催の取締役会において、2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」といい、当社と併せて「両社」といいます。）を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、2026 年 5 月 11 日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換契約の内容（会社法 782 条第 1 項第 3 号）

本株式交換契約の内容については別紙 1 をご参照ください。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号）

(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 1 号）

① 本株式交換に係る割当ての内容

	神戸製鋼所 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割 当比率	1	0.94
本株式交換により交 付する株式数	神戸製鋼所の普通株式：3,139,738 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1 株に対して、神戸製鋼所の普通株式（以下「神戸製鋼所株式」といいます。）0.94 株を割当交付します。ただし、基準時（以下に定義します。）において、神戸製鋼所が保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両

社間で協議及び合意のうえ、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する神戸製鋼所株式の数等

神戸製鋼所は、本株式交換に際して、本株式交換により神戸製鋼所が当社の発行済株式（ただし、神戸製鋼所が保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、神戸製鋼所を除きます。）に対して、その保有する当社株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の神戸製鋼所株式を割当交付する予定です。

また、神戸製鋼所が交付する株式は、新たに発行する株式にて充当する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、神戸製鋼所の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、神戸製鋼所の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、神戸製鋼所株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定及び神戸製鋼所の定款の規定に基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を神戸製鋼所から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを神戸製鋼所に対して請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の神戸製鋼所株式の交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する神戸製鋼所株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付い

たします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア)割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記「(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「① 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。神戸製鋼所はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を選定し、当社はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社経営共創基盤（以下「経営共創基盤」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所を選定し、本格的な検討を開始しました。

神戸製鋼所においては、下記「(4) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、神戸製鋼所の第三者算定機関である野村證券から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひからの助言、神戸製鋼所が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、神戸製鋼所の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当社においては、下記「(4) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である経営共創基盤から2026年5月8日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーであるTMI 総合法律事務所からの助言、当社が神戸製鋼所に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、神戸製鋼所からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、その詳細については、下記(4) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「③ 当社における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）からの指示、助言及び2026年5月8日付で受領した答申書（詳細については、下記「(4) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「③ 当社における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株

主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し・本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果等の要因を総合的に勘案したうえで、交渉・協議を重ねてきました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意のうえ変更することがあります。

(イ)算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

神戸製鋼所の第三者算定機関である野村證券は、両社の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、野村證券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていますが、神戸製鋼所は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しています。

当社の第三者算定機関である経営共創基盤は、両社の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、本株式交換に係る経営共創基盤の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換契約の締結、株主総会の開催や完全子会社化等の完了を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii)算定の概要

a. 野村證券による算定

野村證券は、神戸製鋼所については、同社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しています。）を採用して算定を行いました。

当社については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しています。）を、当社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による神戸製鋼所株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.69～0.79
類似会社比較法	0.18～0.35
DCF法	0.42～0.97

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としています。野村證券の算定は2026年5月8日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、神戸製鋼所の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

また、野村證券がDCF法による算定の根拠とした当社の財務予測について、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、前事業年度から翌期以降へずれ込んでいた受注案件の計上が当該事業年度において見込まれていること、並びに、海外輸出を含む成長領域の拡大により、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローの増加が見込まれております。さらに、2031年3月期において前年度までの施策に関連する設備投資の平準化を主因として、フリー・キャッシュ・フローの増加が見込まれております。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施

を前提としていません。

b. 経営共創基盤による算定

経営共創基盤は、神戸製鋼所については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

当社については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

各評価方法による神戸製鋼所株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.69～0.80
DCF法	0.57～1.35

市場株価法においては、神戸製鋼所については、2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値（いずれも、当該期間において取引が行われなかった日を除きます。）を、当社については、2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値（いずれも、当該期間において取引が行われなかった日を除きます。）を用いて株式価値を算定しております。

DCF法においては、当社が作成した2027年3月期から2031年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2027年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことで株式価値を算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとして、3.25%～4.25%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、外部環境等を総合的に勘案して永久成長率を-0.25%～0.25%としたうえで、継続価値を14,326百万円～22,553百万円と算定しております。

なお、経営共創基盤がDCF法による当社株式の株式価値の算定の基礎とした本事業計画は、本株式交換の検討にあたって当社が作成したものです。当該財務予測の前提とする事業環境としては、国内における需要構造の変化や、インフラ整備・維持更新分野における需要の拡大、及び海外市場における需要動向等を想定しており、直近実績を基礎としつつ、中期的

な収益見通し及び投資計画の合理的な予測が可能な期間として5か年の計画期間を採用しており、本事業計画の作成にあたり、神戸製鋼所による関与はありません。

本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、前事業年度から翌期以降へずれ込んでいた受注案件の計上が当該事業年度において見込まれていること、並びに、海外輸出を含む成長領域の拡大により、営業利益が対前年度比較で+519百万円、フリー・キャッシュ・フローが対前年度比較で+438百万円となることが見込まれております。さらに、2031年3月期において前年度までの施策に関連する設備投資の平準化を主因として、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で+405百万円となることが見込まれております。

また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点で収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、加味されておらず、本事業計画及び財務予測、経営共創基盤による算定に織り込まれておりません。

(単位：百万円)

	2027 年 3 月期	2028 年 3 月期	2029 年 3 月期	2030 年 3 月期	2031 年 3 月期
売上高	36,798	36,795	36,036	36,046	35,925
営業利益	1,172	1,379	1,023	1,117	1,125
EBITDA	2,268	2,501	2,178	2,267	2,298
フリー・キャッシュ・フロー	697	660	817	658	1,063

経営共創基盤の算定は、算定基準日までに経営共創基盤が入手した情報及び経済条件を反映したものです。本事業計画及び財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、経営共創基盤の算定は、当社の取締役会及び本特別委員会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

経営共創基盤は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び当社から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で経営共創基盤に対して未公開の事実はないことを前提としております。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

(2) 株式交換完全親会社となる神戸製鋼所の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項、会社法第 768 条第 1 項第 2 号イ）

本株式交換により、神戸製鋼所の増加する資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

資本金 0 円

資本準備金 会社計算規則第 39 条に従い神戸製鋼所が別途定める額

かかる内容は、神戸製鋼所の財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定されたものであり、相当であると判断しております。

(3) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 2 号）

両社は、当社株式に係る本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である神戸製鋼所株式を選択しました。当社は、本株式交換の対価につき、①神戸製鋼所が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されていること、及び②当社の株主の皆様は、神戸製鋼所株式を交換対価として受け取ることにより、本株式交換後に期待されている各種施策の実行を通じて期待される効果や、かかる効果の発現による KOBELCO グループの事業発展や収益拡大、ひいては神戸製鋼所の株価上昇等のメリットを享受することも期待できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。また、両社は、本株式交換の対価である神戸製鋼所株式は流動性が高く、市場で取引することで随時現金化することも可能であることから、神戸製鋼所株式を継続保有するか、売却して現金化するかを選択肢を当社の一般株主の皆様提供できるという観点からも、本株式交換は望ましいスキームであると考えています。

なお、本株式交換により、その効力発生日である 2026 年 9 月 1 日（予定）をもって、当社は神戸製鋼所の完全子会社となることから、当社は、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2026 年 8 月 28 日に上場廃止（最終売買日は 2026 年 8 月 27 日）となる予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。当社株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される神戸製鋼所株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も東京証券取引所プライム市場において取引が可能であることから、基準時において当社株式を 107 株以上所有し、本株式交換により神戸製鋼所の単元株式数である 100 株以上の神戸製鋼所株式の割当てを受ける株主の皆様は、その所有する当社株式の数に応じて一部単元株式数に満たない神戸製鋼所株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の神戸製鋼所株式については引き続き東京証券取引所プライム市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において 107 株未満の当社株式を所有する株主の皆様には、単元株式数に満たない神戸製鋼所株式が割り当てられます。単元未満株式については、東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、神戸製鋼所の単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記「(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「① 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注 3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「① 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注 4) 1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である 2026 年 8 月 27 日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その所有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます

(4) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）

両社は、神戸製鋼所が既に当社株式 2,569,522 株（2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式数(5,912,999 株)から当社の自己株式数(3,330 株)を控除した株式数(5,909,669 株)に占める割合にて 43.48%)を保有し、当社が神戸製鋼所の連結子会社に該当すること、並びに当社において神戸製鋼所の従業員を兼務する取締役及び神戸製鋼所出身の取締役が存在することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率に関する意思決定にあたって公正性を期すため、神戸製鋼所は、両社から独立した第三者算定機関である野村證券を

選定し、2026年5月8日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、当社は、両社から独立した第三者算定機関である経営共創基盤を選定し、2026年5月8日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

各算定書の概要は上記「(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(イ) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が神戸製鋼所又は当社の株主の皆様にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

神戸製鋼所は、本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして、西村あさひを選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ています。なお、西村あさひは、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ています。なお、TMI 総合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。また、本特別委員会は、2026年2月12日開催の第1回特別委員会において、TMI 総合法律事務所の独立性に問題がないことを確認したうえで、当社のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しています。

③ 当社における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得

(ア) 諮問等の経緯

当社は、2026年2月2日、神戸製鋼所から本株式交換に係る意向表明を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、当社として本株式交換について検討し、また、当社取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するにあたって、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって公正なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、2026年2月6日開催の取締役会決議により、服部泰宏氏（当社社外取締役兼独立役員 神戸大学大学院教授）、平松亜矢子氏（当社社外取締役兼独立役員 弁護士）及び土居正明氏（当社社外監査役兼独立役員 公認会計士）の3名により構成される本特別委員会を本株式交換に係る諮問機関と位置付け、本特別委員会に対

し、(a) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換は当社の企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b) 本株式交換の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法、買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）に関する事項、(c) 本株式交換の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。）に関する事項、(d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本株式交換が一般株主にとって公正であるか否か（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱しました。上記決議にあたっては、当社の取締役8名のうち、神戸製鋼所の従業員を兼務しており本株式交換と利害関係を有すると考えられた生治理仁氏を除く当社の全ての取締役（7名）の全員一致により上記決議を行っております。

また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として服部泰宏氏が選定されました。

なお、本特別委員会の各委員の報酬は、特別委員はいずれも当社の社外取締役及び社外監査役であり、その職責に委員としての職務も含まれると考えられることから、社外取締役及び社外監査役の報酬に含まれるものとされており、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

（イ）検討の経緯

本特別委員会は、2026年2月12日から2026年5月8日までに、合計13回にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社が選任したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である経営共創基盤について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。そのうえで、両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社からは、本事業計画の作成手続及び内容についても説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の第三者算定機関である経営共創基盤から、当社株式の株式価値の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受

けております。本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けたうえで、神戸製鋼所から株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見するなどして、神戸製鋼所との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換の実施を決定することが当社の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を、2026年5月8日付で、委員全員の一致で、当社の取締役会に対して提出しております。当該答申書の内容については、両社が2026年5月11日に公表した「株式会社神戸製鋼所による神鋼鋼線工業株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」の別添資料である2026年5月8日付「答申書」をご参照ください。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2026年5月11日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役7名のうち、一身上の都合により欠席した服部泰宏氏を除く6名の取締役により審議のうえ、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、服部泰宏氏は、一身上の都合により当該取締役会を欠席しましたが、同氏は本特別委員会全13回のうち12回に出席して議論に参加しており、かつ、当該取締役会に先立ち、同氏から上記決議を行うことに賛成する旨の意見を確認しています。また、生治理仁氏は2026年3月31日付けで当社の取締役を辞任しております。

なお、北山修二氏は2023年3月頃まで、森啓之氏は2021年3月頃まで、吉田裕彦氏は2012年3月頃まで、渡部英樹氏は2021年4月頃まで、神戸製鋼所に在籍しておりましたが、いずれも当社への転籍から相当の期間が経過しており、本株式交換における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断したことから、当社取締役会の審議及び決議に参加しております。

また、上記の取締役会においては、当社の監査役4名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、西川幸宏氏は2024年5月頃まで、田中和幸氏は2014年3月頃まで、神戸製鋼所に在籍しておりましたが、いずれも当社への転籍から相当の期間が経過しており、本株式交換における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断したことから、当社取締役会の審議に参加しております。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、神戸製鋼所から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び

判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2026年2月2日に、神戸製鋼所より意向表明書を受領して以降、本株式交換に関する検討（当社株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含みます。）並びに神戸製鋼所との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討のうえ、設置し、そのメンバーは神戸製鋼所の役職員を兼職していない当社の役職員により構成されるものとし、また、神戸製鋼所の従業員を兼務しており本株式交換と利害関係を有すると考えられる当社の取締役であった生治理仁氏は、本株式交換に関する検討・協議・交渉には一切参加しないこととし、かかる取扱いを継続しておりましたが、2026年3月31日付けで当社の取締役を辞任いたしました。なお、生治理仁氏は、当社の取締役を辞任した以降においても、当社の役職員でないため、本株式交換に関する検討・協議・交渉に関与しておりません。

これらの取扱いを含めて、当社の検討体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、TMI 総合法律事務所の助言を踏まえて、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

両社は、当社が神戸製鋼所以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための当社の定時株主総会は、本株式交換契約の締結が公表されてから約1ヶ月超後である2026年6月26日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による買収提案の機会が十分に確保されています。

なお、当社は、積極的なマーケット・チェックまでは行っていないませんが、本株式交換においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、当社の支配株主である神戸製鋼所による完全子会社化取引であり、積極的なマーケット・チェックを行ったとしても第三者から真摯な対抗提案がされることは考えにくいこと、及び上記（ア）乃至（オ）のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、そののみにより本株式交換における手続の公正性が損なわれるものではありません。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）

（1）神戸製鋼所の定款の定め（会社法施行規則第184条第4項第1号イ）

神戸製鋼所の定款については、別紙2をご参照ください。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ロ）

① 交換対価を取引する市場

神戸製鋼所株式は東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

神戸製鋼所株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2026年5月11日）の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における神戸製鋼所株式の終値の平均は、それぞれ、1,921円、2,038円及び2,054円です。

なお、日本取引所グループがホームページ（<https://www.jpx.co.jp/>）において開示する株価情報及びチャート表示等により、神戸製鋼所株式の市場価格及び推移等がご覧いただけます。

(4) 神戸製鋼所の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の状況（会社法施行規則第184条第4項第1号ニ）

神戸製鋼所は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号）

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号）

(1) 神戸製鋼所の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号イ）

神戸製鋼所の最終事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に係る計算書類等の内容については、別紙3をご参照ください。

(2)最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ハ、2 号イ）

① 当社

(ア) 当社は、2026年 2 月 6 日、当社の完全子会社である尾上ロープ加工株式会社との間で、尾上ロープ加工株式会社を吸収合併消滅会社、当社を吸収合併存続会社とし、効力発生日を2026年 4 月 1 日とする吸収合併契約を締結しています。かかる吸収合併により、当社は、2026年 4 月 1 日付で、尾上ロープ加工株式会社が有する権利義務を承継しています。

(イ) 当社は、2026年 5 月11日開催の取締役会において、神戸製鋼所を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。

(ウ)当社は、2026年 6 月26日開催の定時株主総会における決議に基づき、2026年 6 月29日を効力発生日として、当社株式 1 株につき40円、配当総額 236, 386, 760円の剰余金の配当を行う予定です。

(エ) 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに当社が保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

② 神戸製鋼所

神戸製鋼所は、2026 年 5 月 11 日開催の取締役会において、神戸製鋼所を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における神戸製鋼所の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

会社法第 789 条第 1 項第 3 号の規定により本株式交換について異議を述べる事ができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

株式交換契約書

株式会社神戸製鋼所（以下「甲」という。）及び神鋼鋼線工業株式会社（以下「乙」という。）は、2026年5月11日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本株式交換）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社神戸製鋼所

住所：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

乙（株式交換完全子会社）

商号：神鋼鋼線工業株式会社

住所：兵庫県尼崎市中浜町10番地1

（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、0.94を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.94株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。

3 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

（資本金及び準備金に関する事項）

第4条 本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3) 利益準備金の額

0 円

(効力発生日)

第 5 条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026 年 9 月 1 日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

(株式交換契約承認株主総会)

第 6 条 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求めるものとする。

2 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を求めるものとする。

(会社財産の管理等)

第 7 条 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

(剰余金の配当等)

第 8 条 甲は、2026 年 3 月 31 日を基準日として、1 株当たり 40 円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

2 乙は、2026 年 3 月 31 日を基準日として、1 株当たり 40 円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

3 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当及び本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じ

て自己の株式を取得しなければならない場合を除く。)を行わないものとする。

(自己株式の消却)

第9条 乙は、本効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却するものとする。

(本契約の変更及び解除)

第10条 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、(i)本効力発生日の前日までに本契約について第6条第1項ただし書に定める甲の株主総会の決議による承認（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合に限る。）若しくは第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合、(ii)本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は(iii)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図るも

のとする。

(本頁以下余白)

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 5 月 11 日

甲： 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目 2 番 4 号
株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長 勝川 四志彦



本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 5 月 11 日

乙： 兵庫県尼崎市中浜町 10 番地 1

神鋼鋼線工業株式会社

代表取締役社長 北山 修



2023年3月改正

定 款

株式會社 神戶製鋼所

(沿 革)

昭和26年 8月24日	〔商法改正に伴う変更〕
昭和27年11月29日	〔目的変更・授権資本変更・株主名簿の閉鎖変更・代表取締役の選任及び分掌変更〕
昭和29年11月27日	〔目的変更・授権資本変更・附則（新株引受権）新設〕
昭和31年 5月30日	〔目的変更・新株引受権の規定削除〕
昭和31年11月30日	〔株券の種類変更・取締役の定員変更〕
昭和33年 5月29日	〔授権資本変更・取締役会長制の新設及びこれに伴う変更〕
昭和35年 5月30日	〔株券の種類変更・取締役の定員変更〕
昭和35年11月29日	〔授権資本変更・取締役の定員変更〕
昭和38年11月29日	〔名義書換代理人の規定の新設〕
昭和39年11月30日	〔取締役の定員変更〕
昭和40年 5月31日	〔英文商号変更・目的変更〕
昭和45年11月27日	〔目的変更・授権資本変更〕
昭和50年 5月30日	〔商法改正に伴う変更〕
昭和56年 6月26日	〔取締役の定員変更〕
昭和57年 6月29日	〔商法等改正に伴う変更・株主名簿の閉鎖期間短縮〕
昭和58年 6月29日	〔取締役副会長制の新設〕
昭和61年 6月27日	〔目的変更・附則を削る〕
昭和63年 6月29日	〔目的変更〕
平成 2年 6月28日	〔取締役の定員変更〕
平成 3年 6月27日	〔株券等の保管振替制度導入に伴う変更・株主名簿の閉鎖を廃止〕
平成 6年 6月29日	〔商法等の改正に伴う変更〕
平成 7年 6月29日	〔目的変更〕
平成10年 6月26日	〔株式の消却に関する規定の新設〕
平成11年 6月29日	〔取締役の定員・任期変更〕
平成14年 6月26日	〔目的変更・商法等の改正に伴う変更〕
平成15年 6月25日	〔商法改正に伴う変更・取締役の定員変更・取締役及び監査役の責任免除に関する規定の新設〕
平成16年 6月25日	〔自己株式の取得に関する規定の新設〕
平成17年 6月24日	〔電子公告制度の採用に伴う変更〕
平成18年 6月28日	〔会社法の施行に伴う変更・単元未満株式の買増制度導入に伴う変更・株式取扱規則に関する規定の変更・取締役会及び監査役会の招集通知の発出期間短縮〕
平成19年 6月26日	〔社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設〕
平成21年 6月24日	〔株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う変更〕
平成22年 1月 6日	〔附則を削る〕
平成27年 6月24日	〔取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定の変更〕
平成28年 6月22日	〔監査等委員会設置会社への移行に伴う規定の新設・変更、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設、役付取締役に関する規定の変更〕
平成28年10月 1日	〔発行可能株式総数変更・単元株式数変更〕
平成30年 6月21日	〔役付取締役に関する規定の変更・取締役会の招集権者及び議長に関する規定の変更〕
2022年 6月22日	〔会社法の改正に伴う株主総会資料の電子提供措置等に関する規定の新設、取締役の定員変更〕
2023年 3月 2日	〔附則を削る〕

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条（商 号）

本会社は、株式会社神戸製鋼所という。

英文ではKobe Steel, Ltd. と記する。

第 2 条（所在地）

本会社は、本店を神戸市に置く。

第 3 条（目 的）

本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄鋼・非鉄金属及びその合金並びにセラミックスの製造販売
2. 鋳鉄品・鋳鍛鋼品及び非鉄合金の鋳鍛造品の製造販売
3. 化学製品の製造販売
4. 電気供給事業
5. 前各号に関する複合材料・粉末及びその成形品・各種加工品並びに副産物の製造販売
6. 産業機械器具・輸送用機械器具・電気機械器具及びその他の機械器具の製造販売
7. 電子機器及び電子材料の製造販売
8. 製鉄プラント・化学プラント・セメントプラント及びその他の各種プラントのエンジニアリング並びに建設工事の請負
9. 兵器及び同部品の製造販売
10. 鉱 業
11. 土木・建築・鋼構造物・橋梁及びその他の各種建設工事の設計・監理及び請負
12. 不動産の売買・仲介・賃貸・管理及び警備並びに地域開発に関する企画・施工及び運営

13. 酵素・微生物及びその利用製品並びにそれらの装置の製造販売
14. 医療材料・医療用具の製造販売及び輸出入
15. 情報処理・通信システム及びその他の情報サービスに関する事業
16. 教育・医療・スポーツ及びレジャーその他のサービスに関する事業
17. 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理及び再生事業
18. 前各号に関する技術の販売
19. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第4条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数・単元株式数）

当社の発行可能株式総数は、6億株とする。

当社の単元株式数は、100株とする。

第7条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

3. 次条に定める請求をする権利

第8条（単元未満株式の買増し）

本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第9条（株主名簿管理人）

本会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。この場合、本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。

第10条（株式取扱規則）

本会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続きに関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第11条（株主総会開催時期）

本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

前項のほか必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条（株主総会の議長）

本会社株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。

取締役社長支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により、他の取締役がこれに代る。

第14条（電子提供措置等）

本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第15条（株主総会の決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主が代理人によって議決権を行使するときは、その代理人は本会社の議決権を有する株主1名でなければならない。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

第17条（株主総会議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の数）

本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10人以内とする。

本会社の監査等委員である取締役は5人以内とする。

第19条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。但し、監査等委員である取

締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

本公司は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第20条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定めることができる。

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

第21条（役付取締役の分掌）

取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。

取締役社長支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。

第22条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員又は補欠のため選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第24条（取締役会招集の通知）

取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第25条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により予め定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

前項の取締役に支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。

第26条（重要な業務執行の決定の委任）

本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第27条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第28条（取締役会議事録）

取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。

第29条（取締役の責任免除）

本会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限

度において、取締役会の決議によって免除することができる。

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第30条（監査等委員会招集の通知）

監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第31条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（監査等委員会議事録）

監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

第 6 章 計 算

第34条（事業年度）

本会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

第35条（剰余金の配当等の決定機関）

本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につい

ては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第36条（剰余金の配当の基準日）

本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第37条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過したときは、本会社に帰属する。

附 則

第1条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）

平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第36条第1項及び同条第2項の定めるところによる。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

① 事業の経過及びその成果



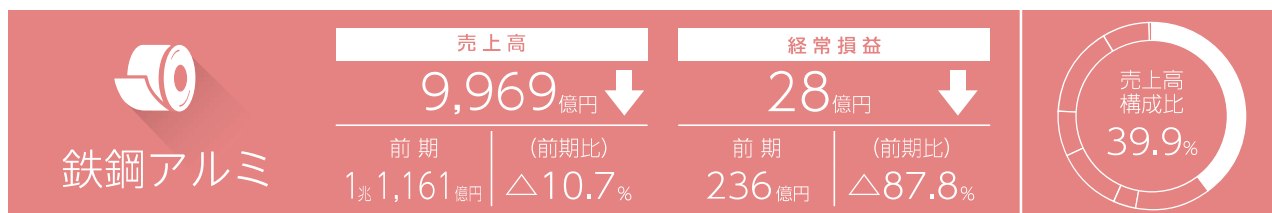
当期の我が国経済は、米国の通商政策による輸出産業への影響が見られたものの、個人消費や企業の生産活動に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調が継続しました。海外経済は、米国では、物価高や金融政策の影響がありながらも、個人消費や設備投資を中心に底堅く推移しました。欧州では、サービス業を中心に緩やかな持ち直しの動きがみられました。中国では、不動産市場の低迷や個人消費の伸び悩みを背景に、景気回復の動きは緩やかなものとどまりました。

このような中、当社はKOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）に掲げた「稼ぐ力の強化」と「成長追求」に取り組むとともに、物価上昇に対する価格転嫁の推進や自助努力によるコストアップの抑制に継続して取り組んでまいりました。

この結果、当期の売上高は、前期に比べ1,184億円減収の2兆4,365億円となり、営業利益は、機械での既受注案件の進捗による売上高の増加などがあったものの、固定費を中心としたコストの増加や電力での燃料費調整の時期ずれによる増益影響の縮小や売電価格に関する一過性の増益影響（売電価格の指標となる石炭の輸入貿易統計価格と当社購入価格の差異）の縮小などに加え、神戸発電所3号機の定期点検の延長などによる売上高の減少などにより、前期に比べ288億円減益の1,298億円となりました。経常利益は、営業利益の減益や、前期に計上した建設機械における欧州でのエンジン認証に関する補償金収入の剥落などにより、前期に比べ358億円減益の1,213億円となりました。特別損益は、政策保有株式や土地等の売却による増益があったものの、アルミ板で固定資産の減損損失を計上したことなどから4億円の損失となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ264億円減益の937億円となりました。

当社は、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮して決定することとしております。これに基づき当期の期末配当につきましては、1株につき40円とすることを決議いたしました。これにより年間の配当は、先にお支払いいたしました中間配当と合わせて、1株につき80円となります。

当社グループの事業別の事業の経過及びその成果は次のとおりであります。



●鉄鋼

鋼材の販売数量は、人手不足や建設費上昇を背景とした建設需要の停滞などにより、前期を下回りました。販売価格は、物価上昇分の価格転嫁は進展したものの、原料価格の下落の影響などにより、前期を下回りました。

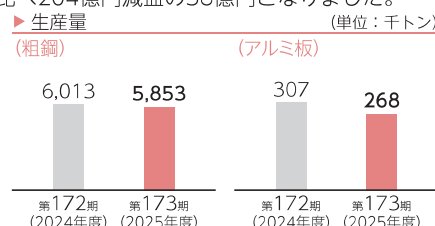
この結果、売上高は、前期比10.1%減の8,222億円となりました。経常利益は、販売数量の減少やメタルスプレッドの悪化に加え、固定費を中心としたコストが増加した他、在庫評価影響の悪化などにより、前期に比べ204億円減益の38億円となりました。

●アルミ板

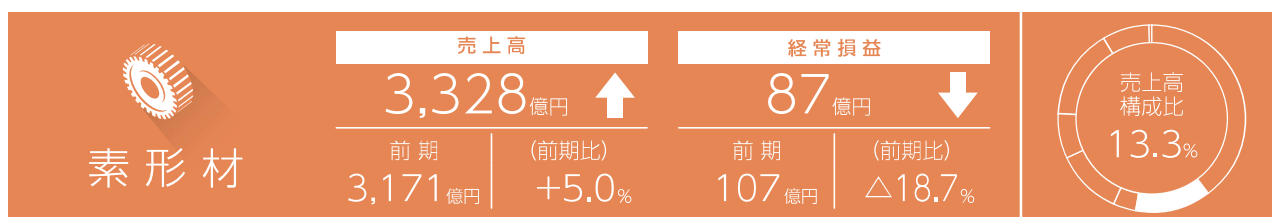
アルミ板の販売数量は、神鋼汽車鋁材（天津）有限公司の子会社から関連会社への変更により、前期を下回りました。販売価格は、地金価格が上昇したことなどにより、前期を上回りました。

この結果、売上高は、前期比13.4%減の1,746億円となりました。経常損益は、価格転嫁の進展やコスト改善等があったものの、在庫評価益の縮小などにより、前期に比べ3億円悪化の9億円の損失となりました。

鉄鋼アルミ全体では、売上高は、前期比10.7%減の9,969億円となり、経常利益は、前期に比べ207億円減益の28億円となりました。

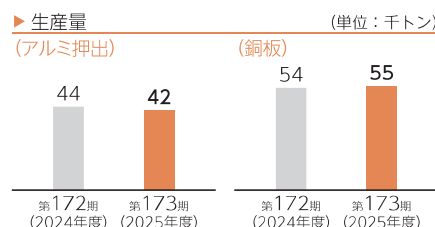


(注) 粗鋼には高砂製作所の電炉の生産数量を含めております。
また、前期末で神鋼汽車鋁材（天津）有限公司を子会社から関連会社に変更したことに伴い、当期の生産量には含めておりません。



素形材の販売数量は、堅調な造船向け需要を背景に鋳鍛鋼で前期を上回りました。一方、自動車向け需要が低迷したアルミ押出、サスペンションでは前期を下回りました。

この結果、売上高は、前期比5.0%増の3,328億円となり、経常利益は、価格転嫁が進展したものの、自動車向けを中心とした販売数量の減少、在庫評価益の縮小などにより、前期に比べ20億円減益の87億円となりました。





溶 接

売上高

964 億円 ↑

前 期 939 億円 (前期比) +2.7%

経常損益

58 億円 ↑

前 期 52 億円 (前期比) +11.8%

売上高
構成比
3.9%

溶接材料の販売数量は、国内、海外向けともに、前期並となりました。販売価格は、価格転嫁の進展などにより、前期を上回りました。

この結果、売上高は、前期比2.7%増の964億円となり、経常利益は、労務費等の固定費を中心にコストが増加したものの、価格転嫁の進展などにより、前期に比べ6億円増益の58億円となりました。



機 械

売上高

2,827 億円 ↑

前 期 2,651 億円 (前期比) +6.6%

経常損益

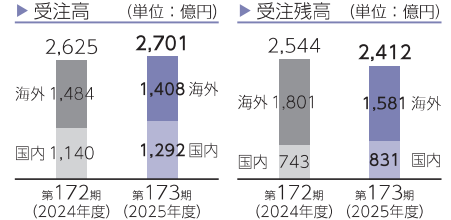
467 億円 ↑

前 期 325 億円 (前期比) +43.4%

売上高
構成比
11.3%

受注高は、等方圧加圧装置（IP装置）での好調な需要などにより、前期比2.9%増の2,701億円となり、受注残高は2,412億円となりました。

売上高は、前期比6.6%増の2,827億円となり、経常利益は、売上高の増加やサービス案件の増加による採算改善などにより、前期に比べ141億円増益の467億円となりました。



エンジニア
リング

売上高

1,938 億円 ↑

前 期 1,748 億円 (前期比) +10.9%

経常損益

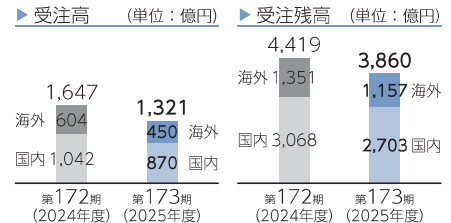
126 億円 ↓

前 期 161 億円 (前期比) △21.6%

売上高
構成比
7.8%

受注高は、廃棄物処理関連事業で複数の案件を受注した前期に比べ、19.8%減の1,321億円となり、受注残高は3,860億円となりました。

売上高は、既受注案件の進捗などにより、前期比10.9%増の1,938億円となったものの、経常利益は、案件構成差等により、前期に比べ34億円減益の126億円となりました。





売上高		経常損益	
3,895 億円 ↑		123 億円 ↓	
前期 3,880 億円	(前期比) +0.4%	前期 187 億円	(前期比) △34.2%

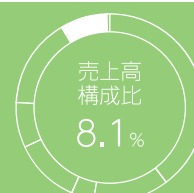


油圧ショベルの販売台数は、欧州、中国、東南アジア等での需要回復が進んだことなどから、前期を上回りました。一方、クローラークレーンの販売台数は、物価高騰影響による国内での需要減などの影響により、前期を下回りました。

この結果、売上高は、前期並の3,895億円となり、経常利益は、エンジン認証問題に関する補償金収入の剥落などにより、前期に比べ64億円減益の123億円となりました。



売上高		経常損益	
2,032 億円 ↓		347 億円 ↓	
前期 2,588 億円	(前期比) △21.5%	前期 523 億円	(前期比) △33.5%

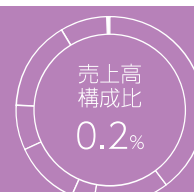


販売電力量は、神戸発電所3号機の定期点検の延長などにより前期を下回りました。販売電力単価は発電用石炭価格の変動に伴い前期比で下落しました。

この結果、売上高は、前期比21.5%減の2,032億円となり、経常利益は、売上高の減少と、神戸発電所3・4号機における燃料費調整の時期ずれによる増益影響の縮小や神戸発電所1～4号機における売電価格に関する一過性の増益影響の縮小などにより、前期に比べ175億円減益の347億円となりました。



売上高		経常損益	
58 億円 ↓		50 億円 ↑	
前期 89 億円	(前期比) △34.0%	前期 38 億円	(前期比) +33.0%



売上高は、前期比34.0%減の58億円となり、経常利益は、前期に比べ12億円増益の50億円となりました。

(注) 1. 受注高・受注残高には、当社グループ間での受注の額を含んでおります。

(注) 2. 当社グループの売上高には、調整額△649億円を含んでおります。なお、売上高構成比は、調整額を除いた各事業の売上高の合計をもとに算出しております。

② 対処すべき課題等

<KOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）>

2024年5月に公表した「KOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）」では、「「稼ぐ力の強化」と“成長追求”」、「カーボンニュートラル（CN）への挑戦」の2つを最重要課題といたしました。

「稼ぐ力の強化」により事業の土台をさらに強固なものとするとともに、経営資源を将来の成長機会に重点的に投入することで、安定的にROIC 6 %以上、将来の姿としてROIC 8 %以上を確保し、持続的に成長する企業グループを目指します。

「CNへの挑戦」については、当社グループの保有する多様な技術により、CO₂排出削減貢献と、新たな事業機会の創出を積極的に推進してまいります。また、当社グループの生産プロセスについても、2030年で2013年度比30～40%のCO₂を削減し、2050年でのCN実現に挑戦してまいります。

これらを実現・加速させる手段・ドライバーとして、「KOBELCO-X（コベルコ エックス）」と総称する様々な「X＝変革・かけ算」に取り組み、当社グループ全体でサステナビリティ経営の強化、魅力ある企業への変革を果たし「未来に挑戦できる事業体」の確立を目指してまいります。

<当社グループを取り巻く事業環境>

「KOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）」策定時点では、当社グループを取り巻く事業環境は、「持続可能な社会に向けた要請の高まり」や、「原材料調達コストの高騰」、「地産地消へ向かうサプライチェーンの再構築」、「国内人口減少に伴う国内需要逡減や働き手不足の顕在化」、「デジタル技術の急激な進歩」等の変化が起こることを想定していました。米国の関税政策やエネルギー政策の変更に加え、足もとにおいては中東情勢の緊迫化等、地政学的リスクの高まりにより先行き不透明な事業環境が継続しているものの、長期的な事業環境の想定に大きな変化はなく、引き続き、「「稼ぐ力の強化」と“成長追求”」、「CNへの挑戦」の2つの最重要課題に取り組んでまいります。

<4つの重点施策>

最重要課題である「稼働力の強化」と「成長追求」、「CNへの挑戦」を実現するために、「将来の外部環境を見据えた“事業基盤の再整備”」、「既存事業における“新たな需要の捕捉”、“事業の幅の拡大”による成長」、「生産プロセスのCO₂削減」、「変革を通じたサステナビリティ経営の強化」の4つの重点施策を着実に実行してまいります。

「将来の外部環境を見据えた“事業基盤の再整備”」については、収益化に時間を要しているアルミ板分野の自動車パネル事業において、中国鉄鋼業最大手の中国宝武鋼鉄集团有限公司が過半出資する宝武鋁業科技有限公司と、アルミパネルの製造・販売にかかる合併会社を設立し中国国内における事業競争力の強化を進めております。アルミ素形材事業及び建設機械事業においては、価格改善やコストダウン等のベース収益改善の取組みに注力し収益力強化に取り組んでまいります。加えて、鉄鋼や溶接等その他の素材系事業においても、国内需要の縮小や、新興国での需要の増加、CN対応等、グローバルでの競争力維持への取組みを検討してまいります。

「既存事業における“新たな需要の捕捉”、“事業の幅の拡大”による成長」については、エネルギー転換等に関連した事業拡大や新規需要を成長の機会と捉え、機械やエンジニアリング事業を中心に、既存製品の拡販強化に加えて、これまでの事業活動で培った情報や技術・ノウハウと、DX関連技術のかけ算により、コト売りやソリューションビジネス等の新たな事業領域の拡大にも取り組んでまいります。

「生産プロセスのCO₂削減」については、電力事業において、アンモニア20%混焼の既設改修について、電力広域的運営推進機関による長期脱炭素電源オークションへ応札し、落札されるなど、更なる高効率化・低炭素化への取組みを進めています。鋼材事業では高炉へのHBI多配合や、バイオマス燃料の一種であるブラックペレットの事業化検討、スクラップ溶解炉の導入検討に取り組むなど、生産プロセスにおけるCO₂削減目標の達成への道筋具体化を進めてまいります。

「変革を通じたサステナビリティ経営の強化」については、AX～GXの「KOBELCO-X」の活動を通じて、事業戦略の実現を図り、サステナビリティ経営を強化してまいります。

<事業管理指標について>

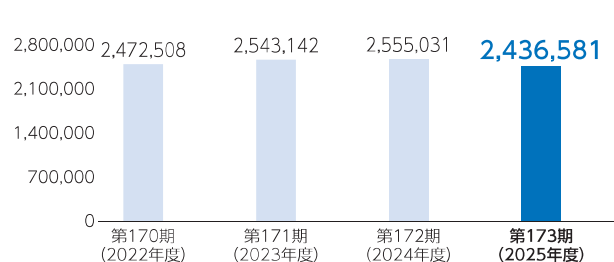
当社グループは、2024年4月にグループ企業理念の実現に向けた中長期的な重要課題であるマテリアリティに関する指標及び目標を設定しています。引き続き非財務指標も含めたサステナビリティ経営に取り組み、グループ全体で企業価値向上に取り組んでまいります。

なお、「KOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）」の進捗の詳細につきましては、当社ホームページ（<https://www.kobelco.co.jp>）をご参照ください。

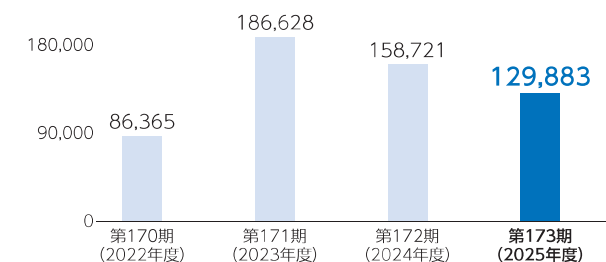
(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第170期 (2022年度)	第171期 (2023年度)	第172期 (2024年度)	第173期 (2025年度)
売上高 (百万円)	2,472,508	2,543,142	2,555,031	2,436,581
（うち海外売上高）	783,480	829,860	880,802	847,868
営業損益 (百万円)	86,365	186,628	158,721	129,883
経常損益 (百万円)	106,837	160,923	157,192	121,336
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	72,566	109,552	120,180	93,717
1株当たり当期純損益	183円80銭	277円38銭	304円64銭	237円80銭
総資産 (百万円)	2,874,751	2,919,774	2,891,053	2,865,184
純資産 (百万円)	977,653	1,127,346	1,237,059	1,330,453
1株当たり純資産	2,314円31銭	2,675円13銭	2,941円14銭	3,189円56銭

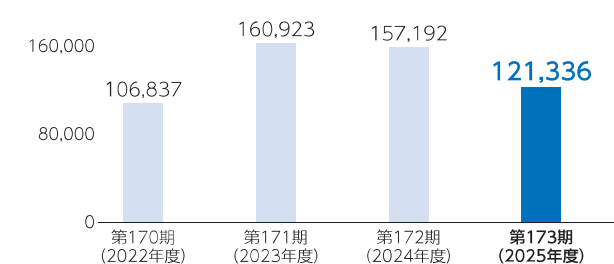
売上高 (百万円)



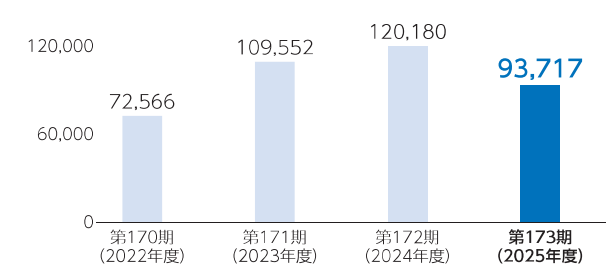
営業損益 (百万円)



経常損益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)



(3) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、主として次に掲げる事業を行っております。

区 分	主 要 な 製 品 ・ 事 業 内 容
鉄 鋼 ア ル ミ	線材条鋼（線材、棒鋼）、薄板（熱延、冷延、表面処理）、厚板、アルミ板、その他（鋼片、鋳物用鋳、製鋼用鋳、スラグ製品）
素 形 材	鋳鍛鋼品、アルミニウム合金及びマグネシウム合金鋳造品、チタン及びチタン合金、アルミニウム合金鍛造品及び加工品、アルミ押出材及び加工品、銅圧延品、鉄粉
溶 接	溶接材料（各種被覆アーク溶接棒、自動・半自動溶接用ワイヤ、フラックス）、溶接ロボット、溶接機、各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験・分析・コンサルティング業
機 械	エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高压装置、真空成膜装置、金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、各種プラント（製鉄圧延、非鉄等）、各種内燃機関、特殊合金他新材料（ターゲット材等）、各種材料の分析・解析
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	各種プラント（還元鉄、ペレタイジング、石油化学、原子力関連、水処理、廃棄物処理等）、新交通システム、医薬・ファインケミカル機械
建 設 機 械	油圧ショベル、ミニショベル、環境リサイクル機械、クローラークレーン、ホイールクレーン、重機遠隔操作システム、クレーン施工計画支援ソフトウェア
電 力	電力供給、熱供給
そ の 他	高压ガス容器製造業

(4) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

本 社	神 戸（本店）、東京
支 社	大阪、名古屋
支 店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北陸（富山市）、中四国（広島市）、九州（福岡市）、沖縄（那覇市）
海 外	デトロイト、バンコク、上海、ミュンヘン
研 究 所	神 戸（神戸市）
工 場	鉄 鋼 ア ル ミ 加古川（兵庫県）、神戸（神戸市）、真岡（栃木県）
	素 形 材 高砂（兵庫県）、長府（山口県）、大安（三重県）
	溶 接 藤沢（神奈川県）、茨木（大阪府）、西条（広島県）、福知山（京都府）
	機 械 高砂（兵庫県）

(注) 1. 「海外」には、現地統括会社を記載しております。

(注) 2. 重要な子会社等の本社の所在地は、(5)「重要な子会社等の状況」に記載しております。

(5) 重要な子会社等の状況

(子会社)

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
神鋼鋼線工業(株)〔兵庫県尼崎市〕	8,062百万円	43.62	線材二次製品の製造、販売及び各種構造物の建設工事の請負
関西熱化学(株)〔兵庫県尼崎市〕	6,000百万円	100.00	コークス類その他各種化学工業品の製造、販売
(株)コベルコロジスティクス〔神戸市〕	2,479百万円	97.68	港湾運送、内航海運、通関、貨物自動車運送、倉庫、工場構内諸作業請負
神鋼ボルト(株)〔千葉県市川市〕	465百万円	100.00	建築・橋梁用等各种ボルトの製造、販売
(株)コベルコE&M〔神戸市〕	150百万円	100.00	各種プラント・機械の設計、製作、据付、配管及び保全工事
神鋼特殊鋼線（平湖）有限公司〔中国〕	118百万元	52.00	特殊鋼線材の二次加工製品の製造・販売及び当該製品の仕入れ販売・輸出入
Kobelco Precision Technology Sdn. Bhd.〔マレーシア〕	19,000千マレーシアリングギット	100.00	ハードディスクドライブ用磁気ディスク基板の製造、販売
Kobelco Millcon Steel Co., Ltd.〔タイ〕	2,830百万タイバーツ	75.00	特殊鋼線材、普通鋼線材の製造、販売
神鋼汽車鋁部件（蘇州）有限公司〔中国〕	239百万元	85.00	自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売
Kobelco Aluminum Automotive Products, LLC〔米国〕※1	858千米ドル	100.00	自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売
Kobelco Aluminum Products & Extrusions Inc.〔米国〕※1	24,000千米ドル	100.00	自動車向けバンパー材及び骨格材の製造、販売
Kobelco Electronics Material (Thailand) Co., Ltd.〔タイ〕	105百万タイバーツ	100.00	電子材料用銅板材のスリット加工、販売
青島神鋼溶接材料有限公司〔中国〕	211百万元	90.00	溶接材料の製造、販売、溶接ロボットシステム及びパーツの販売
Kobelco Welding of Korea Co., Ltd.〔韓国〕	6,554百万ウォン	87.74	溶接材料の製造、販売
コベルコ・コンプレッサ(株)〔東京都〕	7,400百万円	51.00	空気圧縮機の製造、販売、サービス
神鋼造機(株)〔岐阜県大垣市〕	388百万円	100.00	内燃機関、変速機、試験機等の製造、販売
(株)コベルコ科研〔神戸市〕	300百万円	100.00	各種材料の分析・試験、構造物の評価及びターゲット材、半導体・FPD等検査装置の製造、販売
神鋼無錫圧縮機股份有限公司〔中国〕※1	150百万元	70.00	圧縮機の製造、販売
神鋼圧縮機製造（上海）有限公司〔中国〕※1	87百万元	100.00	圧縮機及び関連製品の開発・製造、当社製品の販売・サービス
Kobelco Industrial Machinery India Pvt. Ltd.〔インド〕※1	863百万インドルピー	100.00	ゴム混練機及びゴム二軸押出機の製造、販売
Quintus Technologies AB〔スウェーデン〕※1	10百万スウェーデンクローネ	100.00	等方圧加圧装置及びシートメタルフォーミング装置の設計、製造、販売、サービス
Kobelco Machinery Korea Co., Ltd.〔韓国〕	7,909百万ウォン	96.36	非汎用圧縮機の組立業務、非汎用圧縮機・樹脂機械等の補機部品製造等

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
Kobelco Compressors America, Inc. 〔米国〕※1	5千米ドル	100.00	プロセスガス用圧縮機システム、冷凍機システム、部品等の製造、販売
(株)神鋼環境ソリューション〔神戸市〕	6,020百万円	100.00	各種環境プラントの設計・製作・建設・保守点検、各種産業用機器装置の設計・製作・保守点検
神鋼環境メンテナンス(株)〔神戸市〕※1	80百万円	100.00	水処理施設及び廃棄物処理施設の運転等
Midrex Technologies, Inc.〔米国〕※1	1千米ドル	100.00	MIDREX [®] プロセス（直接還元製鉄法）プラントの設計・販売
コベルコ建機(株)〔東京都〕	16,000百万円	100.00	建設機械の製造、販売、サービス
コベルコ建機日本(株)〔東京都〕※1	490百万円	100.00	建設機械の販売、サービス
コベルコ建機トータルサポート(株)〔神戸市〕※1	350百万円	100.00	建設機械・仮設資材のリース・賃貸、建設機械の販売・整備、切削工事、産業機械の販売
神鋼建機（中国）有限公司〔中国〕※1	2,522百万元	100.00	建設機械の製造、販売、サービス
成都神鋼建機融資租賃有限公司〔中国〕※1	374百万元	88.95	リース業務
Kobelco Construction Machinery Southeast Asia Co., Ltd.〔タイ〕※1	2,279百万タイバーツ	100.00	建設機械の製造、販売、サービス
Kobelco Construction Equipment India Pvt. Ltd. 〔インド〕※1	4,512百万インドルピー	100.00	建設機械の製造、販売、サービス
Kobelco Construction Machinery Europe B.V.〔オランダ〕※1	8,800千ユーロ	100.00	建設機械の販売、サービス
Kobelco International (S) Co., Pte. Ltd. 〔シンガポール〕※1	1,058百万円	100.00	建設機械の販売、サービス
Pt. Daya Kobelco Construction Machinery Indonesia〔インドネシア〕※1	1,312,592百万インドネシアルピア	100.00	建設機械の販売、サービス
Kobelco Construction Machinery Australia Pty. Ltd.〔オーストラリア〕※1	10,000千豪ドル	100.00	建設機械の販売、サービス
Kobelco Construction Machinery U.S.A. Inc. 〔米国〕※1	2千米ドル	100.00	建設機械の販売、サービス
(株)コベルコパワー神戸〔神戸市〕	3,000百万円	100.00	電力供給
(株)コベルコパワー真岡〔栃木県真岡市〕	600百万円	100.00	電力供給
(株)コベルコパワー神戸第二〔神戸市〕	300百万円	100.00	電力供給
神鋼投資有限公司〔中国〕	1,775百万元	100.00	中国における事業統括会社
Kobe Steel USA Holdings Inc.〔米国〕	205千米ドル	100.00	米国における事業会社の株式保有

(関連会社)

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
日鉄神鋼建材(株)〔東京都〕	300百万円	35.00	土木・建築用製品の製造、販売
宝鋼神鋼汽車鋁板（上海）有限公司 〔中国〕※1	999百万円	50.00	自動車パネル用アルミ板材の製造、販売
神鋼汽車鋁材（天津）有限公司〔中国〕	884百万円	— [100.00]	自動車パネル用アルミ板材の製造、販売
鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司 〔中国〕※1	700百万円	49.00	高張力冷延鋼板の製造、販売
Ulsan Aluminum, Ltd.〔韓国〕	696,811百万ウォン	50.00	アルミ板母材の製造
PRO-TEC Coating Company, LLC〔米国〕※1	123,000千米ドル	50.00	亜鉛めっき鋼板、高張力冷延鋼板の製造、販売
日本エアロフォージ(株)〔岡山県倉敷市〕	1,850百万円	40.54	大型鍛造品の製造、販売
(株)ほくとう〔青森県八戸市〕※1	30百万円	34.00	土木、建設、工作、鋳山、輸送、電気機械等の製作販売、修理及び賃貸
神鋼商事(株)〔大阪市〕※1 ※2	5,650百万円	35.93	鉄鋼、非鉄金属、機械等の売買及び輸出入
新生コベルコリース(株)〔神戸市〕	3,243百万円	20.00	建設機械・産業機器・事務機器・その他動産のリース・割賦販売
TC神鋼不動産(株)〔神戸市〕	3,037百万円	25.00	不動産分譲、不動産賃貸、保険代理

(注) 1. 上表の※1印は、子会社保有の株式を含めております。

(注) 2. 上表の※2印は、退職給付信託として拠出している株式を含めております。

(注) 3. [] 内は、緊密な者又は同意している者（宝鋼神鋼汽車鋁板（上海）有限公司）の所有割合であります。

(注) 4. 前期に記載しておりました日本高周波鋼業(株)は、2026年2月2日付で株式交換により同社を当社の完全子会社とした後、同日付で当社が同社の全株式を大同特殊鋼(株)に譲渡したことから、当期より記載しておりません。

(注) 5. 2025年7月1日付で神鋼物流(株)は(株)コベルコロジスティクスに商号を変更いたしました。

(注) 6. 2025年8月1日付でKobelco Advanced Lube-System Asia Co., Ltd.は、Kobelco Machinery Korea Co., Ltd.に商号を変更いたしました。

(注) 7. 当期において、Ulsan Aluminum, Ltd.は、増資を実施したことから、資本金が696,811百万ウォンとなりました。

(注) 8. 2025年4月30日付で、関西熱化学(株)の株式を追加取得したことにより、同社に対する当社グループの議決権比率は100.00%となりました。

(注) 9. 当期において、Kobelco Aluminum Automotive Products, LLCの株式を追加取得したことにより、同社に対する当社グループの議決権比率は100.00%となりました。また、同社の資本金は858千米ドルとなりました。当該変動は、同社の完全親会社であるKobe Aluminum (U.S.A.) Inc.を吸収合併したことに伴うものであり、実質的な資本の外部流入又は減資によるものではありません。

(注) 10. 2026年4月1日付でKobe Steel USA Holdings Inc.は同社の完全子会社であるKobe Steel USA Inc.に吸収合併されました。

(6) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、工事（検収）ベースで1,285億円であります。
当期末現在継続中の主な設備投資は、次のとおりであります。

区 分	設 備 名
継続中	当社 加古川製鉄所 No.1 溶解亜鉛めっき鋼板設備・その他付帯設備（鉄鋼アルミ）
継続中 ^(注)	(株)コベルコパワー神戸 神戸発電所 アンモニア混焼設備（電力）

(注) 必要な条件の充足を前提として、本格工事の開始に先立ち、基本設計及び事前工事等を段階的に実施しております。

(7) 資金調達の状況

当期中に当社グループは、借入金返済資金の一部に充当するため、無担保社債150億円を発行いたしました。

(8) 主要な借入先及び借入額（2026年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高（百万円）
(株)みずほ銀行	89,080
(株)日本政策投資銀行	74,952
(株)三菱UFJ銀行	68,670
(株)三井住友銀行	64,977

(9) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

(単位：名)

区 分	従 業 員 数
鉄鋼アルミ	12,562
素形材	4,686
溶接	2,355
機械	6,316
エンジニアリング	3,746
建設機械	6,872
電力	376
その他又は全社	1,701
合計	38,614

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

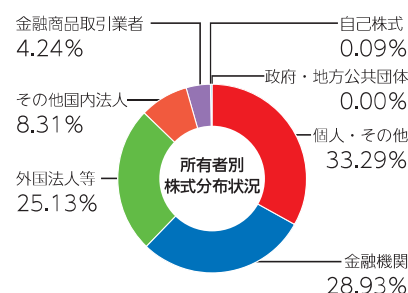
従業員数	12,253名
前期末比増減	358名増
平均年齢	40.1歳
平均勤続年数	15.5年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

(注) 2. 上記従業員数には、出向者806名を含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 396,345,963株
 (3) 株主数 257,212名
 (4) 大株主（上位10名）



株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）	当社の大株主への出資状況	
			持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	60,383	15.25	—	—
(株)日本カストディ銀行（信託口）	16,322	4.12	—	—
野村信託銀行(株)（投信口）	10,704	2.70	—	—
JPモルガン証券(株)	7,035	1.78	—	—
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	6,151	1.55	—	—
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,377	1.36	—	—
日本生命保険(相)	5,059	1.28	—	—
JP MORGAN CHASE BANK 385781	4,936	1.25	—	—
神戸製鋼所従業員持株会	4,755	1.20	—	—
(株)シマブンコーポレーション	4,422	1.12	—	—

- (注) 1. 当社は、自己株式366,596株を保有しております。大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
- (注) 2. 当期中に当社が単元未満株式の買取により取得した株式は、25,304株（取得価額の総額は50,313,052円）、単元未満株式の買増請求により処分した自己株式は、136株（処分価額の総額は297,936円）です。
- (注) 3. 当期中に当社が中長期インセンティブ報酬として役員株式給付信託（Board Benefit Trust）を通じて取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に交付した株式数は、次のとおりです。株式の給付は信託期間中の3年毎の一定期日及び取締役の退任時（引き続き執行役員に就任する場合を除く。）に行っており、当期は、その株式給付の期日となることから、2022年度から2024年度中に取締役であった者に交付された株式数を記載しております。当該制度は、当社の執行役員も対象としていることから、当該3事業年度中に取締役を退任し引き続き執行役員に就任した者及び新たに執行役員から取締役に就任した者に対して交付した株式数については、取締役の在任期間に対応して付与したポイント数と執行役員の在任期間に対応して付与したポイント数を合算した後、当該合算されたポイント数に一定の係数を乗じて算出された株式数の端数処理を行ったうえで算出していますが、以下には、便宜上、取締役の在任期間に対応して付与したポイント数に一定の係数を乗じて算出された株式数に端数処理を行ったうえで算出された株式数を記載しています。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役は、その職責に鑑み、中長期インセンティブ報酬の対象外としております。当社の役員報酬制度については、「3. 会社役員に関する事項」をご参照ください。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	70,600株	5名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	勝 川 四 志 彦	
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	永 良 哉	内部統制・監査部、安全・環境部、法務部、総務・CSR部、人事労政部、ラグビーセンター、支社・支店、高砂製作所（直属部門）の総括、 全社コンプライアンスの総括、全社安全衛生の総括、全社環境防災の総括
取締役執行役員	坂 本 浩 一	品質統括部、技術戦略企画部、知的財産部の総括、技術開発本部の総括、 全社品質の総括、全社TQM活動推進の総括、全社技術開発の総括
取締役執行役員	宮 岡 伸 司	事業開発部、IT企画部、建設技術部、機材調達部の総括、全社システムの総括、 社長特命事項の担当、営業企画について総務・CSR部総括役員を支援
取締役執行役員	木 本 和 彦	経営企画部、財務経理部、海外拠点（本社所管）の総括、社長特命事項の担当、 IR活動について総務・CSR部総括役員を支援
取締役	伊 藤 ゆ み 子	当社取締役会議長、 イトウ法律事務所代表、NIPPON EXPRESSホールディングス(株)社外取締役
取締役	北 川 慎 介	豊トラスティ証券(株)社外監査役、 (一社)日本商事仲裁協合理事長
取締役 (監査等委員・常勤)	塚 本 良 江	
取締役 (監査等委員・常勤)	松 本 群 雄	
取締役 (監査等委員)	後 藤 有 一 郎	
取締役 (監査等委員)	河 野 雅 明	当社監査等委員会委員長
取締役 (監査等委員)	三 浦 州 夫	河本・三浦法律事務所代表、 旭情報サービス(株)社外監査役
取締役 (監査等委員)	関 口 暢 子	エイチ・ツー・オー リテイリング(株)社外取締役（監査等委員）、 (株)ダスキン社外取締役

- (注) 1. 取締役伊藤ゆみ子、取締役北川慎介、取締役塚本良江、取締役河野雅明、取締役三浦州夫及び取締役関口暢子の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注) 2. 当社は、取締役伊藤ゆみ子、取締役北川慎介、取締役塚本良江、取締役河野雅明、取締役三浦州夫及び取締役関口暢子の6氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。
- (注) 3. 取締役河野雅明氏及び取締役関口暢子氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役河野雅明氏は、長年銀行業務に従事しておりました。
 - ・取締役関口暢子氏は、企業の財務・経理部門において長年業務に従事しておりました。

- (注) 4. 当社は、常勤の監査等委員を監査等委員会にて選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査環境の整備や社内の情報の収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査により、監査等委員会の職務執行をより円滑にするためであります。
- (注) 5. 当社と(株)ダスキンとの間には、取引関係がございますが、開示すべき特別な関係はございません。
- (注) 6. 当社と社外役員のその他の兼職先との間には、開示すべき特別な関係はございません。
- (注) 7. 2026年4月1日付で、地位又は担当もしくは重要な兼職の状況が変更になった取締役の変更後の地位並びに担当及び重要な兼職の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
取締役執行役員	宮 岡 伸 司	エンジニアリング事業部門長、全社建設業の担当

【ご参考】当社の執行役員制度について

当社は執行役員制度を導入しており、2026年4月1日現在の執行役員の体制及び担当は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	宮 崎 庄 司	鉄鋼アルミ事業部門長
執 行 役 員	天 野 靖 士	機械事業部門産業機械ユニット長、同産業機械ユニット産業機械企画室長、同管理本部副本部長
	有 村 仁	鉄鋼アルミ事業部門真岡製造所長、宝鋼神鋼汽車鋁板（上海）有限公司の担当
	入 谷 一 夫	事業開発部、IT企画部、建設技術部、機材調達部の総括、全社システムの総括、社長特命事項の担当、営業企画について総務・CSR部総括役員を支援
	梅 原 直 紀	エンジニアリング事業部門原子力・復興プロジェクト部の担当、同新鉄源センター長
	大 草 裕	海外拠点（本社所管）の担当、経営企画部長
	岡 野 康 司	索形材事業部門企画管理部、技術総括部（管理グループ）、品質保証部、高砂管理部、高砂品質保証部の担当、同長府製造所（直属部門）、大安製造所（直属部門（除く鋳鍛開発室））の担当
	小 椋 大 輔	鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット線材条鋼商品技術部、同厚板ユニット厚板商品技術部の担当、同線材条鋼ユニット及び厚板ユニットにおける技術全般・海外事業・特命プロジェクトについて線材条鋼ユニット長及び厚板ユニット長を支援、鉄鋼アルミ事業部門長特命事項の担当
	蔭 木 陽 一	機械事業部門回転機・機器ユニット長、同管理本部副本部長
	加 藤 丈 晴	索形材事業部門技術総括部（除く管理グループ）、事業企画部、大安製造所鋳鍛開発室の担当、同銅板ユニットの担当、同航空・宇宙・防衛分野並びに半導体分野におけるマーケティングの担当
	門 脇 良 策	索形材事業部門長
	木 澤 尊 彦	鉄鋼アルミ事業部門事業戦略部の担当、同薄板ユニット長
	木 下 俊 英	鉄鋼アルミ事業部門技術企画部、システム技術部、資源化推進部の担当、鉄鋼アルミ事業部門長特命事項の担当
	猿 丸 正 悟	機械事業部門長、同管理本部長
	末 永 和 之	溶接事業部門長
	高 田 泰 史	索形材事業部門業務改革推進部の担当、同鋳鍛鋼ユニット、鉄粉ユニットの担当、同エネルギー・カーボンニュートラル分野におけるマーケティングの担当
	中 西 元	鉄鋼アルミ事業部門自動車板材営業部、名古屋鉄鋼・アルミ板営業部の担当、同自動車板材全般的の担当、同アルミ板ユニット長
	中 村 昭 二	鉄鋼アルミ事業部門加古川製鉄所長
	中 森 慶太郎	法務部、総務・CSR部、ラグビーセンター、支社・支店、高砂製作所（直属部門）の担当
	西 野 都	技術開発本部長
	藤 本 直 樹	溶接事業部門副事業部門長、同企画管理部の担当、同マーケティングセンターの担当
	宝 田 澄 和	鉄鋼アルミ事業部門企画管理部、原料部の担当
	又 賀 毅	鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット長、厚板ユニット長
	三 田 村 久	機械事業部門先端プロセスユニット長、同先端プロセスユニット先端プロセス企画室長、同管理本部副本部長

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	三 松 岳	素形材事業部門アルミ鋳造ユニット、チタンユニット、アルミ押出・サスペンションユニットの担当
	三 宅 義 浩	鉄鋼アルミ事業部門自動車事業企画室、自動車板材商品技術部の担当、同技術開発センターの担当、同薄板ユニット薄板商品技術室、大阪薄板商品技術室の担当、同薄板ユニット及びアルミ板ユニット並びに自動車板材における技術全般・海外事業・特命プロジェクトについて薄板ユニット長及びアルミ板ユニット長並びに自動車板材全般の担当役員を支援、全社自動車プロジェクトの担当
	森 田 大 三	安全・環境部、品質統括部、人事労政部、全社安全衛生の担当、全社環境防災の担当、全社品質の担当、全社TQM活動推進の担当
	山 崎 洋一郎	技術戦略企画部、事業開発部、知的財産部の担当、全社技術開発の担当
	山 地 敏 行	内部統制・監査部、財務経理部の担当、全社コンプライアンスの担当
	吉 田 昌 平	エンジニアリング事業部門CWDセンター、社会インフラ部の担当、同プロジェクトエンジニアリングセンター長
	吉 武 邦 彦	電力事業部門長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と「(1) 取締役」に記載の監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、「(1) 取締役」に記載のすべての取締役（監査等委員である取締役を含む。）との間で、会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。当該契約においては、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次の措置を講じております。

- ①同項第2号の損失を補償するためには、確定判決又は当社が適正と認める和解の成立を前提とすること
- ②取締役が不正な利益を図り、もしくは会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、又は会社に対する説明に重要な点で虚偽があったことが判明した場合には、補償の対象外とするともに、すでに受領した補償額の返還を請求できること

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び当社取締役会決議にて「重要な使用人」として選任された者を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

経営者の適切なリスクテイクを可能とすべく、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟及び株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等の総額

区 分	人員 (名)	支払総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			備 考
			基本報酬	業績連動報酬	中長期インセンティブ報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8 (3)	501 (48)	285 (48)	133 (一)	83 (一)	
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (3)	123 (51)	123 (51)	— (一)	— (一)	
合 計	13	625	409	133	83	

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬のうち基本報酬は、2022年6月22日開催の第169回定時株主総会において、支給限度額を1事業年度当たり総額460百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の基本報酬の支給対象の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）でした。また、業績連動報酬は、2024年6月19日開催の第171回定時株主総会において、上限額に相当する支給限度額を1事業年度当たり総額387百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の業績連動報酬の支給対象の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名でした。また、2024年6月19日開催の第171回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象に、中長期インセンティブ報酬として導入している株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））に当社株式の取得資金として拠出する金額の上限を3事業年度分として400百万円以内、各事業年度毎に付与されるポイント数を471,200ポイント以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での中長期インセンティブ報酬の支給対象の取締役の員数（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は、5名でした。
- (注) 2. 監査等委員である取締役に対する報酬額は、2016年6月22日開催の第163回定時株主総会において、基本報酬の支給限度額を1事業年度当たり総額132百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の基本報酬の支給対象の監査等委員である取締役は、5名（うち、社外取締役は3名）でした。
- (注) 3. 役員賞与は支給していません。
- (注) 4. 業績連動報酬の総額は、支給見込み額であり、中長期インセンティブ報酬の総額は、付与ポイントの費用計上額であります。
- (注) 5. 当社の取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会にて決議された「役員報酬制度の基本方針」に基づき、指名・報酬委員会にて承認を得た内規にその詳細な算定方法を定めており、これに従い、その内容を決定しています。なお、当期の取締役の個人別の報酬等につきましては、当該内規に基づいて決定されていることから、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の「役員報酬制度の基本方針」は、次のとおりです。

役員報酬制度の基本方針

① 役員の報酬制度の基本的な考え方

- 1) 当社の持続的発展を担う優秀な人材を確保し、適切に報奨することができる制度であること。
- 2) 広くステークホルダーと価値観を共有し、短期的な成長のみならず中長期的な成長の追求を促すことができる制度であること。
- 3) 連結業績目標の達成を動機づけていくにあたり、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するべく、事業ごとの特性を十分に考慮した制度とすること。
- 4) 報酬制度の在り方、見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討することで、報酬決定にかかる判断の客観性や透明性を確保すること。

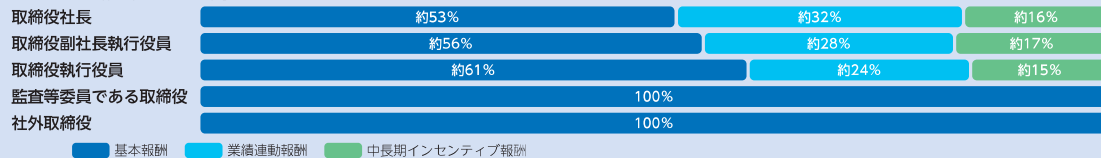
② 報酬体系

- 1) 株主総会決議に基づき、取締役会にて個別の役員報酬の算定方法を含む「役員報酬規程」、「役員報酬規程細則」、「役員業績連動報酬規程」、「役員株式給付規程」を定めます。
- 2) 当社の役員報酬は、役位・委嘱業務に応じた報酬ランクに基づく基本報酬（固定給）と、単年度の組織業績反映分及び個人評価反映分によって構成される業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。ただし、社外取締役、及び監査等委員である取締役はその役割に鑑み、業績連動報酬並びに中長期インセンティブ報酬の対象外とします。なお、報酬ランクは、委嘱業務の職責の大きさを考慮して社長が決定し、指名・報酬委員会及び取締役会に報告するものとします。
- 3) 業績連動報酬のうち組織業績反映分の基準額は役位・報酬ランク毎の基本報酬の40～60％程度、個人評価反映分は役位・報酬ランク毎の基本報酬の△5～5％程度、中長期インセンティブ報酬の単年度付与価値は役位・報酬ランク毎の基本報酬の25～30％程度に設定します。
- 4) 株主総会の決議に基づく、各報酬の限度額等

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬	
基本報酬の支給限度額	1事業年度当たり総額460百万円以内
業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額	1事業年度当たり総額387百万円以内
中長期インセンティブ報酬の付与上限ポイント	1事業年度当たり471,200ポイント以内
監査等委員である取締役の報酬（基本報酬のみ）	1事業年度当たり総額132百万円以内

＜ご参考＞役員報酬体系

報酬等の構成は、以下のとおりです。役位毎の種類別報酬割合については、高い成果、責任が求められる高い役位ほど業績連動報酬及び中長期インセンティブ報酬の比率を高めています。



※業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬は業績に応じて支給額が変動し、その変動範囲は、業績連動報酬の組織業績反映分では基準額の0～200%、中長期インセンティブ報酬では基準額の0～120%です。なお、上図における業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬の割合は、それぞれの支給額が基準額の100%である場合を示しています。また、上図以外に、業績連動報酬の個人評価反映分を基本報酬の△5～5%の範囲で支給します。

※取締役執行役員は標準的な報酬ランクの場合を示しています。

③ 業績連動報酬の仕組み

- 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、中期計画に掲げる経営管理指標を基礎として業績目標を設定し、各事業部門も同様に各事業部門毎の業績管理指標を基礎として業績目標を設定の上、それぞれの目標達成度に応じて、役位・報酬ランク毎の基準額に0～200%を乗じて支給額を決定します。なお、算定の基礎となる経営管理指標については、取締役会にて定めます。
- 業績連動報酬のうち個人評価反映分は、委嘱業務・事業ユニットの業績、目標達成の度合いその他を含めた総合評価とし、役位・報酬ランク毎の基本報酬に△5～5%を乗じて支給額を決定します。総括役員または事業部門長の評価は社長が決定し、その他執行役員の評価は総括役員または事業部門長が一次評価をし社長が決定します。評価の内容については指名・報酬委員会に報告するものとします。
(注) 個人評価反映分は、各役員の委嘱業務におけるESG関連の取組状況も総合的に勘案し評価しております。
- 役位・報酬ランク毎の基準額、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員業績連動報酬規程」に定めます。
- 経営管理指標は、事業報告にて開示します。
(注) 資本コストを意識した経営資源の効率化と経営基盤の強化を促進するため、「ROIC」を評価指標としております。なお、算定においては、中期経営計画で掲げるROIC 8%を達成した際に支給係数が最大（200%）となります。

④ 中長期インセンティブ報酬の仕組み

- 中長期インセンティブ報酬は、企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的に、役員株式給付信託（Board Benefit Trust）と称される仕組みを採用します。株式給付については、役位・報酬ランク毎の基準額をもとに算出された基準ポイント数に、毎期の親会社株主に帰属する当期純利益、配当実施状況及びESG関連指標の実績に応じて0～120%を乗じたポイント数を付与し、信託期間中の3年毎の一定期日に、付与されたポイント数に応じて当社株式を給付します。
(注) 当社では株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけていることから「親会社株主に帰属する当期純利益（以下、当期利益）」を評価指標としております。なお、算定における基準値は配当政策に掲げている配当性向を目安として当期利益794億円としています。また、ESGに関する各種経営課題の解決を積極的に推し進めることができるよう、ESG関連指標も評価指標としております。具体的には、ESGのすべての観点を網羅的かつ客観的に評価するために、グローバルに展開する主要なESG評価機関の評価を指標としており、基準値は「CDP気候変動スコアA」、「FTSE ESGスコア3.9以上」、「MSCI ESGレーティングAAA」としております。
- 役位・報酬ランク毎の基準ポイント数、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員株式給付規程」に定めます。
- 信託による株式取得資金として原則として、3年毎に1,250百万円を拠出します。ただし、信託期間の末日に信託財産内に残存株式がある場合には、以降の信託対象期間における原資に充当し、1,250百万円から残存株式等の金額を控除した金額を拠出額とします。

⑤ 報酬額の決定及び支給の時期

- 基本報酬は、役位・報酬ランクに基づく基本報酬を12か月で割った月額を役員就任月より毎月支給します。月の途中で委嘱業務の異動等により基本報酬に変更が生じた場合は、変更翌月より変更後の報酬を支給します。
- 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、毎事業年度終了後、算定式に基づき決定し、定時株主総会の実施月の翌月末までに一括支給します。個人評価反映分は、毎事業年度終了後に個人評価結果に応じて算定式に基づき決定した金額を組織業績反映分と合わせて支給します。
- 中長期インセンティブ報酬は、毎事業年度終了後に算定式に基づきポイントを決定し毎年6月30日に付与します。株式等の給付は信託期間中の3年毎の一定期日に行います。

⑥ 報酬水準の決定方法

外部の専門機関による役員報酬調査データ等に基づき、当社の企業規模、並びに役員が果たすべき職責に見合う報酬水準となるよう設定します。

⑦ 報酬の方針の決定・検証方法

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度に関する方針は取締役会決議にて、監査等委員である取締役の報酬の方針は監査等委員全員の協議により決定します。
- 報酬制度の在り方、また見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討し、見直しが必要と判断される場合は、制度設計の見直しを取締役に上程し、取締役会にて決議します。

【ご参考】

各報酬に係る指標の基準値及び実績

報酬項目	業績連動報酬	中長期インセンティブ報酬			
		当期利益反映分	ESG評価反映分		
指標	ROIC	親会社株主に帰属する 当期純利益	CDP 気候変動スコア	FTSE ESGスコア	MSCI ESGレーティング
2025年度基準値	8.0%	794億円	A	3.9以上	AAA
2025年度実績値	5.3%	937億円	A	4.3	AAA

(注) 1. 基準値は支給係数が最大となる場合を示しております。

(注) 2. 中長期インセンティブ報酬のESG評価反映分の実績値については、当期末時点で公表されている値を用いております。

最近事業年度における取締役会及び指名・報酬委員会の活動内容

役員報酬に関する以下の内容について、指名・報酬委員会にて審議、取締役会への答申を行った後、取締役会で決議されています。

開催時期	審議・決議内容
2026年2月、5月	株式給付信託（BBT）への追加拠出
2026年5月	2025年度の業績連動報酬額及び中長期インセンティブ報酬額

【業績連動報酬のうち組織業績反映分の算定方法】

$$\begin{aligned}
 &\text{業績連動報酬 (組織業績反映分)} = \text{役位・報酬ランク毎の基準額※1} \times \text{評価指標に基づく係数※2} \\
 &\text{※1 役位・報酬ランク毎の基準額} \\
 &\quad \text{役位・報酬ランク毎の基準額は、「役員報酬規程細則」において定めています。} \\
 &\text{※2 評価指標に基づく係数} \\
 &\quad \text{評価対象期間のROICを評価指標とし、以下の算式に基づいて算出します。} \\
 &\quad \text{なお、事業部門業績反映分における適用事業部門は、受給予定者毎に各人の委嘱業務に基づいて決定します。また、委嘱業務が本社部門（技術開発本部含む）、及び電力事業部門の場合は、事業部門業績反映分の対象外とし、以下の算式に関わらず、「全社業績反映分×1.0」にて算出します。} \\
 &\text{評価指標に基づく係数 (\%)} = \text{(A) 全社業績反映分 (\%)} \times 0.7 + \text{(B) 事業部門業績反映分 (\%)} \times 0.3 \\
 &\text{(A) 全社業績反映分 (\%)} = \left[\frac{100}{3} \times \text{全社連結ROIC} - \frac{2}{3} \right] \times 100 \\
 &\text{(B) 事業部門業績反映分 (\%)} = \left[\frac{100}{3} \times \text{各事業部門連結ROIC} - \frac{2}{3} \right] \times 100
 \end{aligned}$$

※全社業績反映分、及び事業部門業績反映分は、小数点以下の端数を四捨五入し、それぞれ0%を下回る場合は0%、200%を上回る場合は200%とします。

【中長期インセンティブ報酬の付与ポイントの算定方法】

$$\begin{aligned}
 &\text{付与ポイント数} = \text{役位・報酬ランク毎の基準ポイント数※1} \times \text{評価指標に基づく係数※2} \\
 &\text{※1 役位・報酬ランク毎の基準ポイント数} \\
 &\quad \text{役位・報酬ランク毎の基準ポイント数は、「役員報酬規程細則」において定めています。} \\
 &\text{※2 評価指標に基づく係数} \\
 &\quad \text{配当、当期利益及びESG関連指標の実績に応じて決定します。}
 \end{aligned}$$

(6) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

	取締役会 出席回数 (出席率)	監査等委員会 出席回数 (出席率)	取締役会・監査等委員会における発言状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 伊藤 ゆみ子	16回中16回 (100%)	—	弁護士としての法曹界における経験や、産業界における当社とは異なる事業領域での法務を中心とした経営者としての豊富な経験から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議及びサステナビリティ経営会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、取締役会議長、指名・報酬委員会委員長及びコーポレートガバナンス委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 北川 慎介	16回中16回 (100%)	—	資源エネルギー分野をはじめ経済産業政策に関わる豊富な経験及び当社とは異なる事業領域での経験に基づく産業界全般に対する高い見識から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議及びサステナビリティ経営会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、コーポレートガバナンス委員会委員長としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 塚本 良江	16回中16回 (100%)	—	産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験及び経営者としての高い見識から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議及びサステナビリティ経営会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、コーポレートガバナンス委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 (監査等委員) 河野 雅明	16回中16回 (100%)	20回中20回 (100%)	金融機関での与信管理・財務管理に関する豊富な経験や、金融機関等の経営者としての高い見識等、金融界における知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議及びサステナビリティ経営会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、監査等委員会委員長、指名・報酬委員及びコーポレートガバナンス委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しており、監査等委員として、積極的に事業所往査等にも取り組んでおります。
取締役 (監査等委員) 三浦 州夫	16回中16回 (100%)	20回中20回 (100%)	裁判官及び弁護士としての法曹界における豊富な経験に基づく高い見識と、上場企業での社外役員としての豊富な知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議及びサステナビリティ経営会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、コンプライアンス委員会委員長としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しており、監査等委員として、積極的に事業所往査等にも取り組んでおります。
取締役 (監査等委員) 関口 暢子	16回中16回 (100%)	20回中20回 (100%)	産業界における当社とは異なる事業領域での財務、会計及び経営管理に関する豊富な経験に基づく高い見識と、上場企業での社外役員としての豊富な知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議及びサステナビリティ経営会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、監査等委員として、積極的に事業所往査等にも取り組んでおります。

4. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績および配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の30%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項および第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間期末および期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行なう場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行ないます。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,386,473</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 189,233          |
| 受 取 手 形                | 18,401           |
| 売 掛 金                  | 365,741          |
| 契 約 資 産                | 48,541           |
| 商 品 及 び 製 品            | 256,049          |
| 仕 掛 品                  | 169,624          |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 264,552          |
| そ の 他                  | 79,432           |
| 貸 倒 引 当 金              | △5,102           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,478,711</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,020,901</b> |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 276,047          |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 504,752          |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 18,675           |
| 土 地                    | 164,364          |
| 建 設 仮 勘 定              | 57,060           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>57,680</b>    |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 45,887           |
| そ の 他                  | 11,793           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>400,129</b>   |
| 投 資 有 価 証 券            | 215,448          |
| 長 期 貸 付 金              | 1,591            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 39,605           |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 49,739           |
| そ の 他                  | 116,261          |
| 貸 倒 引 当 金              | △22,517          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>2,865,184</b> |

| 科 目                          | 金 額              |
|------------------------------|------------------|
| <b>負 債 の 部</b>               |                  |
| <b>流 動 負 債</b>               | <b>850,853</b>   |
| 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 363,837          |
| 短 期 借 入 金                    | 143,700          |
| コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー        | 26,000           |
| 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債          | 10,000           |
| リ ー ス 債 務 金                  | 6,005            |
| 未 払 払 法 人 税 等                | 57,655           |
| 未 払 契 約 負 債                  | 11,866           |
| 賞 与 引 当 金                    | 78,987           |
| 製 品 保 証 引 当 金                | 27,133           |
| 受 注 工 事 損 失 引 当 金            | 19,680           |
| 解 体 撤 去 関 連 費 用 引 当 金        | 5,795            |
| 合 弁 契 約 関 連 費 用 引 当 金        | 1,939            |
| そ の 他                        | 395              |
| <b>固 定 負 債</b>               | <b>683,877</b>   |
| 社 長 期 借 入 債 金                | 135,000          |
| リ ー ス 債 務 金                  | 428,373          |
| 繰 延 税 金 負 債                  | 20,838           |
| 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債      | 19,483           |
| 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 3,256            |
| 解 体 撤 去 関 連 費 用 引 当 金        | 45,067           |
| 合 弁 契 約 関 連 費 用 引 当 金        | 8,351            |
| そ の 他                        | 6,741            |
| <b>負 債 合 計</b>               | <b>1,534,731</b> |
| <b>純 資 産 の 部</b>             |                  |
| <b>株 主 資 本</b>               | <b>1,062,674</b> |
| 資 本 金                        | 250,930          |
| 資 本 剰 余 金                    | 123,920          |
| 利 益 剰 余 金                    | 689,112          |
| 自 己 株 式                      | △1,288           |
| <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>198,650</b>   |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 48,959           |
| 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益                | 4,534            |
| 土 地 再 評 価 差 額 金              | 4,959            |
| 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 74,870           |
| 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | 65,325           |
| <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>69,128</b>    |
| <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>1,330,453</b> |
| <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>2,865,184</b> |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 |   |   |   |   | 金 額    |           |
|-----|---|---|---|---|--------|-----------|
| 売   | 上 |   |   | 高 |        | 2,436,581 |
| 売   | 上 | 原 |   | 価 |        | 2,033,357 |
|     | 売 | 上 | 総 | 利 |        | 403,224   |
| 販   | 売 | 費 | 及 | び | 一      | 般         |
|     | 管 | 理 | 費 |   |        | 273,340   |
| 営   | 業 |   | 利 | 益 |        | 129,883   |
| 営   | 業 | 外 | 収 | 益 |        |           |
|     | 受 | 取 | 利 | 息 | 及      | び         |
|     | そ |   | の | 配 | 当      | 金         |
|     |   |   |   |   | 8,328  |           |
| 営   | 業 | 外 | 費 | 用 |        | 42,166    |
|     | 支 | 払 | 利 | 息 |        |           |
|     | そ |   | の | 他 | 33,838 |           |
|     |   |   |   |   | 13,404 |           |
|     |   |   |   | 他 | 37,308 | 50,713    |
| 経   | 常 |   | 利 | 益 |        | 121,336   |
| 特   | 別 |   | 利 | 益 |        |           |
|     | 投 | 資 | 有 | 価 | 証      | 券         |
|     | 固 | 定 | 資 | 産 | 売      | 却         |
|     |   |   |   | 益 | 21,867 |           |
|     |   |   |   | 益 | 7,072  | 28,939    |
| 特   | 別 |   | 損 | 失 |        |           |
|     | 減 | 損 | 損 | 失 | 24,158 |           |
|     | 関 | 係 | 会 | 社 | 株      | 式         |
|     |   |   |   | 売 | 却      | 損         |
|     |   |   |   |   | 5,243  | 29,402    |
| 税   | 金 | 等 | 調 | 整 | 前      | 当         |
| 法   | 人 | 税 | 、 | 住 | 民      | 税         |
| 法   | 人 | 税 | 等 | 調 | 整      | 額         |
|     |   |   |   |   | 22,222 |           |
|     |   |   |   |   | 817    | 23,039    |
| 当   | 期 |   | 純 | 利 | 益      | 97,833    |
| 非   | 支 | 配 | 株 | 主 | に      | 帰         |
|     |   |   |   |   | 属      | す         |
|     |   |   |   |   | る      | 当         |
|     |   |   |   |   | 期      | 純         |
|     |   |   |   |   | 利      | 益         |
| 親   | 会 | 社 | 株 | 主 | に      | 帰         |
|     |   |   |   |   | 属      | す         |
|     |   |   |   |   | る      | 当         |
|     |   |   |   |   | 期      | 純         |
|     |   |   |   |   | 利      | 益         |
|     |   |   |   |   |        | 4,115     |
|     |   |   |   |   |        | 93,717    |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

【ご参考】 連結キャッシュ・フローの状況 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

| 科 目              | 金 額      |     |
|------------------|----------|-----|
|                  |          | 百万円 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 201,683  |     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △73,659  |     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △162,410 |     |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 3,542    |     |
| 現金及び現金同等物の増減額    | △30,844  |     |
| 現金及び現金同等物の期首残高   | 219,872  |     |
| 現金及び現金同等物の期末残高   | 189,028  |     |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社 神戸製鋼所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 島 久 木 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 塚 本 健   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 春 名 智 之 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第173期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及びこれに基づく各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 企業集団の内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、これに基づく各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社 神戸製鋼所 監査等委員会

監査等委員会委員長 河 野 雅 明 ㊞

監査等委員（常勤） 松 本 群 雄 ㊞

監査等委員（常勤） 後 藤 有一郎 ㊞

監査等委員 三 浦 州 夫 ㊞

監査等委員 関 口 暢 子 ㊞

（注）監査等委員河野雅明、監査等委員三浦州夫、監査等委員関口暢子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 第173回定時株主総会

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

### 事業報告

当社の財産及び損益の状況  
会社の新株予約権等に関する事項  
会計監査人に関する事項  
業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制の運用状況  
当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

### 連結株主資本等変動計算書

### 連結注記表

### 貸借対照表

### 損益計算書

### 株主資本等変動計算書

### 個別注記表

### 会計監査人の監査報告書 謄本

**株式会社神戸製鋼所**

法令及び当社定款の規定に基づき、上記の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主の皆様に対して交付する書面には記載していません。

当社の財産及び損益の状況

| 区 分                 | 第170期<br>(2022年度) | 第171期<br>(2023年度) | 第172期<br>(2024年度) | 第173期(当期)<br>(2025年度) |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売 上 高 (百万円)         | 1,403,979         | 1,326,810         | 1,375,958         | 1,330,807             |
| 営 業 損 益 (百万円)       | 43,606            | 57,534            | 50,132            | 25,522                |
| 経 常 損 益 (百万円)       | 60,538            | 87,307            | 109,169           | 46,121                |
| 当 期 純 損 益 (百万円)     | 55,125            | 65,531            | 103,721           | 59,002                |
| 1 株 当 た り 当 期 純 損 益 | 139円35銭           | 165円59銭           | 262円27銭           | 149円57銭               |
| 総 資 産 (百万円)         | 1,855,291         | 1,816,267         | 1,860,003         | 1,817,215             |
| 純 資 産 (百万円)         | 633,169           | 702,641           | 749,518           | 772,747               |
| 1 株 当 た り 純 資 産     | 1,600円16銭         | 1,775円53銭         | 1,895円41銭         | 1,952円15銭             |

## 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### その他新株予約権等の状況

2023年11月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行した2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

| 区 分                   | 2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債                                                                        | 2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債                                                                        |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新 株 予 約 権 の 数         | 2,500個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数                                                   | 2,500個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数                                                   |
| 目的となる株式の種類及び数         | 普通株式（単元株式数100株）をその目的とし、目的となる株式の数は、本社債の額面全額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。     | 普通株式（単元株式数100株）をその目的とし、目的となる株式の数は、本社債の額面全額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。     |
| 転 換 価 額               | 2,212.8円。ただし、一定の条件のもと調整される。<br>(注)                                                                    | 2,116.8円。ただし、一定の条件のもと調整される。<br>(注)                                                                    |
| 権 利 行 使 期 間           | 2023年12月28日から2028年11月30日まで（新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間）とする。<br><br>ただし、一定の期間は、本新株予約権を行使することができない。 | 2023年12月28日から2030年11月29日まで（新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間）とする。<br><br>ただし、一定の期間は、本新株予約権を行使することができない。 |
| 新 株 予 約 権 付 社 債 の 残 高 | 250億円                                                                                                 | 250億円                                                                                                 |

(注) 2026年5月20日開催の取締役会において、当事業年度の期末配当が1株につき40円と決定されたことに伴い、2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の転換価額修正条項に従い、転換価額をそれぞれ、2,173.4円、2,079.1円に調整いたしました。

## 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分 |                               | 支 払 額 (百万円) |
|-----|-------------------------------|-------------|
| ①   | 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額        | 208         |
| ②   | 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 607         |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の①の金額にはこれらの金額の合計額を記載しております。

(注) 2. 監査等委員会は、会計監査人の前期の監査実績も踏まえながら、当期の監査計画の内容や報酬の算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(注) 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「サステナビリティ開示に関するアドバイザリー業務」等を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに監査等委員会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

## 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針(いわゆる「内部統制システムの基本方針」)は、次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
グループ企業理念の下、コンプライアンス体制及び運営等に関する基本的事項を「コンプライアンス規程」に定める。  
当社グループのコンプライアンス推進活動は、『KOBELCOグループ・コンプライアンスプログラム』をベースに計画・実行する。  
当社及び主要グループ会社において、取締役会の諮問機関として社外委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する他、外部の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を導入するなど、外部からのチェックを組み込んだ社会規範や法令等の遵守体制を構築する。
- ② 財務報告の適正性確保のための体制整備  
「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程」を定め、適切に取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
経営審議会の補佐機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメント全般に関する基本方針の立案・評価、リスクマネジメントの重要課題に関する具体的方針の立案、トップリスク・重要リスクのリスク対策実行計画の評価、全社リスク管理計画の立案・評価などを行う。  
また、『リスク管理規程』を定め、これに基づき、リスク管理活動を事業活動と連動して展開し、企業価値を毀損する可能性のあるリスクに適切に対応する。この体制については、内部監査部門により適切性及有効性の検証を実施する。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社の取締役会は、経営の重要な方向性の決定とリスクマネジメントを含むモニタリングに重点を置き、業務執行取締役には、社長のほか、全社として重点を置く特定機能を総括する取締役を置く。  
「透明性」「公正性」が確保された経営体制を実現すべく、監査等委員である社外取締役に加えて、監査等委員でない社外取締役を選任する。  
取締役会のモニタリング機能の実効性を高めるため、諮問機関として、コンプライアンス委員会、指名・報酬委員会、品質マネジメント委員会、コーポレートガバナンス委員会を置く。加えて、全取締役から成る「サステナビリティ経営会議」を開催する。  
「迅速」な意思決定に加えて、事業ユニット間での情報共有・連携などグループの総合力を最大限発揮していくため、「事業部門制」を採用する。  
取締役会が選任した執行役員が各事業部門の業務を執行し、経営に関する重要な事項や取締役会付議事項を審議する場として「経営審議会」を開催する。  
経営審議会の審議の実効性を高めるため、補佐機関として、サステナビリティ推進、リスクマネジメント、事業ポートフォリオ管理、GX戦略、設備投資・投融资、KOBELCO TQM推進など全社戦略上の重要事項に関する各種委員会を置く。  
また、業務を執行する取締役、執行役員及びフェロー並びに社長の指名する関係会社の社長及び役員を構成員とする「役員連絡会」を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図る。
- ⑥ 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
「グループ会社管理規程」を定め、子会社の行う重要な意思決定について、当主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などを義務づけ、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承認を要求する。  
当社グループとして最低限整備すべきルールを「グループ標準」として定め、当社の全ての子会社がこの標準に沿って自社の規程を整備し、リスク管理の教育・浸透・推進を図るとともに、『リスク管理規程』に従い、個社毎の適切な予防保全策を立案する。  
子会社に対して、適宜取締役又は監査役を派遣し、子会社の経営を監督する。さらにグループ企業理念を共有し、『KOBELCOグループ・コンプライアンスプログラム』をベースに、コンプライアンス委員会の設置や、内部通報制度の整備等といった取組みを子会社に対して求め、法令等遵守体制を構築する。  
ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保するため、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮をする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、同取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の同取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室を設置して専任の使用人を置く。また、監査等委員会室の使用人については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性の確保及び指示の実効性の確保を図るため、その人事異動及び人事評価等を監査等委員と事前に協議する。  
監査等委員会室の使用人は「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会監査に係る補助業務等を行う。なお、監査等委員会監査にかかる補助業務等の遂行にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力する。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、定期的に職務の執行状況、重要な委員会等の報告を行う。また、事業活動において発生した重要なリスクとその対応状況や、財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況についても、都度報告する。加えて、子会社の状況については、その取締役、監査役、使用人から監査等委員会に対して必要に応じて報告を行うとともに、内部統制・監査部は、監査等委員会に対してグループ全体のリスク管理、コンプライアンス等について適宜報告を行う。

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査等委員会に報告を行った者が不利な取扱いを受けないことをコンプライアンス規程に定め、その周知徹底を図る。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査等委員の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査等委員会の職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受ける他、監査等委員会と代表取締役社長との定期的会合、内部監査部門との連携など監査環境の整備を図る。

(注) 直接出資に限らず間接出資を含めた子会社を「グループ会社」として管理対象にしております。

(注) 上記は、当期において運用されたものであります。なお、本年2月20日開催の取締役会において、2026年度以降に運用する方針の改訂を決議いたしました。新たな内部統制システムの基本方針につきましては、当社ホームページ (<https://www.kobelco.co.jp>) に掲載しております。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取組み

- ・コンプライアンス委員会の開催  
当社は取締役会の諮問機関である「コンプライアンス委員会」を3回開催し、前年度活動実績の報告と年度計画、コンプライアンス違反事例の原因分析及び再発防止策の策定等を実施いたしました。
- ・KOBELCOグループ・コンプライアンスプログラムの実行  
当社グループでは「KOBELCOグループ・コンプライアンスプログラム」に基づき、「トップコミットメント」と「教育」に注力した取組みを実施しています。同プログラムに基づき、グループ会社のコンプライアンス体制、競争法、贈収賄防止、安全保障貿易管理等についての活動状況診断を実施いたしました。
- ・コンプライアンス研修の実施  
当社グループで実施すべきコンプライアンス教育を「階層別」、「個別法令」、「役割別」に体系化し、オンライン研修等も併用しながら、計画通り実施いたしました。
- ・モニタリング活動／内部通報制度の利用状況  
競争法、贈収賄防止や安全保障貿易管理等に関する定期モニタリングを実施いたしました。内部通報制度では、国内外グループ会社分を含め106件の通報を受け付け、適宜対応を実施いたしました。対応状況についてはコンプライアンス委員会に報告を実施いたしました。
- ・コンプライアンス意識調査の実施  
当社、国内グループ会社、海外グループ会社(一部)でコンプライアンス意識調査を実施し、その結果をコンプライアンス活動に反映いたしました。

### ② リスクマネジメントについて

当社グループではグループの企業価値を毀損する可能性のあるリスクに対して適切に対応するため、「リスク管理活動」に取り組んでおります。

- ・重要度の高いリスクへの対応  
リスク発生時の影響が重大でグループ全体に及ぶと想定される重要度の高いリスクにつき、リスクオーナー（担当役員）のもとリスク管理活動を推進しています。活動計画や実施状況等は取締役会に報告され、経営トップは活動の状況を確認しております。
- ・リスク管理活動の実施  
リスクオーナーの指示のもと、各部門のリスク対策実行責任者は「リスクの抽出」→「リスク管理計画の策定」→「実行」→「点検」→「次年度への改善点の反映」のサイクルでリスク管理活動を実施いたしました。取締役会等の議論内容や活動結果を踏まえ計画を立案し、経営トップが確認したうえで、次年度以降の活動に繋げており、この運用はグループ各社にも積極的に展開しております。また、経営審議会の補佐機関として設置したリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント全般に関する基本方針の立案・評価やリスクマネジメントの重要課題に関する具体的な方針の立案、トップリスク・重要リスクの対策実行計画の評価、全社リスク管理計画の立案・評価等を行い、実効性の向上を図っております。

### ③ 取締役の職務の執行の効率性の確保に対する取組み

取締役会のモニタリング機能の実効性を高めるため、取締役会の諮問機関として設置した各委員会を開催しました。また、取締役会の議論の活性化、監督機能向上のため、取締役会実効性評価を実施しております。各取締役に、前年度の実効性評価結果や当社の経営課題等を踏まえたアンケート、ヒアリングを実施し、取締役会での議論を経て、その結果を当社ホームページで開示するとともに、抽出された課題に対し、取締役会事務局が中心となって対応を進めました。

加えて、事業戦略等経営に関する方向性等の議論のため、経営審議会を24回開催いたしました。経営審議会には常勤の監査等委員が出席し、監査等委員会への情報提供を行うことで監督機能の向上を図っております。また、経営審議会の審議の実効性を高めるため、補佐機関として設置した各委員会を開催いたしました。このほか、独立社外取締役会議及びサステナビリティ経営会議を開催し情報共有や意見交換を行うことで監督機能の向上を図っております。

### ④ 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組み

グループ会社のガバナンスの強化と職務執行の効率を追求するため、「グループ会社管理規程」に基づくグループ会社管理を行っています。グループ会社の行う重要な意思決定について、当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告等を義務づけ、一定金額を越える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長に事前承認のうえ決定しています。

また、当社グループとして最低限整備すべきルールを「グループ標準」として定め、当社の全ての子会社がこの標準に沿って自社の規程を整備のうえ、運用状況について確認を行っています。

さらに、子会社に対して、適宜取締役又は監査役を派遣し、子会社の経営を監督するとともに、子会社から定期的に経営状況の報告を受けています。

加えて、グループ企業理念を共有し、『KOBELCOグループ・コンプライアンスプログラム』をベースにした取組みを子会社に対して求め、法令等遵守体制を構築しています。

### ⑤ 監査等委員会監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査等委員会は、社長を含む業務執行取締役、事業部門長、執行役員に対する面談や、社外取締役との意見交換及び国内外の拠点の監査を実施いたしました。また、グループ会社の監査役と監査方針や計画、課題感について意見交換を行いました。

内部統制システムの活用として、内部統制・監査部との連絡会を毎月開催し、情報共有と連携に努めるとともに、事業部門の企画管理部門や海外統括会社のヒアリングを実施いたしました。このほか、グループ会社監査役の活動状況の聴取を実施いたしました。

また、会計監査人とも、期中レビュー等を通じ、財務報告に係る内部統制の評価結果も含め、定期的に意見交換を行うなど緊密な連携に努めております。

## 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

### ① 基本方針の内容

当社は、明治38年の創業から120年を超える歴史の中で、独自の事業領域を形成してまいりました。特に、当社の素材系事業や機械系事業は事業の裾野が非常に広く、これらの事業分野を構成する個別の事業の多様性を前提として初めて創出されるシナジーが存在いたします。また、これらの事業は、研究開発や生産現場で果敢な挑戦を続ける当社社員をはじめ、当社との間で長年に亘り信頼関係を培ってきた輸送機やエネルギー・インフラ分野をはじめとする国内外のお取引先様並びにお客様等の多様なステークホルダーの皆様によって支えられております。さらに、当社は、素材系事業における代替困難な素材や部材、機械系事業における省エネルギーや環境に配慮した製品等、当社独自の多彩な製品群を幅広いお客様に供給するとともに、電力事業においても極めて重要な社会的インフラである電力の供給という公共性の高いサービスを提供しており、社会的にも大きな責任を担っているものと考えております。当社は、こうした各事業間における技術の交流・融合によるシナジー効果や、独自・高付加価値製品の提供とこれにより構築されたステークホルダーの皆様との信頼関係、社会的インフラ提供の責務と社会の皆様からの信頼こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、上場会社として、株式の自由な取引の中で、上記のような源泉から生み出される当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の異動を伴う当社株券等に対する大規模な買付行為であっても、当然は認められるべきであると考えておりますが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、当社を支えるステークホルダーの皆様との信頼関係等の当社の企業価値を生み出す源泉を十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為を行い又は行おうとする者に対しては、関連する法令の許容する範囲内において、適切な対応をとることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保に努めなければならないと考えております。

### ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (i) 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社は、グリーン社会への貢献、安全・安心なまちづくり・ものづくりへの貢献など、当社グループ独自の技術による社会課題の解決を通じた競争優位性の発揮と、それを支えるガバナンスの追求により企業価値向上を図るため「KOBELCOグループ中期経営計画(2024～2026年度)」の実現に取り組んでおります。

今後も、「安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人々が夢や希望を叶えられる世界。」の実現に向け、当社グループのもつ個性と技術を活かし合い、素材系事業、機械系事業、電力事業を3本柱として、社会課題の解決を通じた企業価値の向上を目指してまいります。

#### (ii) コーポレートガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、継続的に企業価値を向上させるためには、コーポレートガバナンスの強化が必要であると考えております。

当社は、監査等委員会設置会社への移行、取締役会メンバーの見直し、社外委員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会やコーポレートガバナンス委員会をはじめとした諮問機関の設置による監督機能向上、役員報酬制度の見直し等の様々な取組みを通じて、コーポレートガバナンス体制の強化を図ってまいりました。

今後も、当社は、コーポレートガバナンス委員会が中心となって、取締役会実効性評価の結果等を踏まえながら、更なるコーポレートガバナンスの強化に向けて、継続的に検討を進めてまいります。

### ③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等の大規模買付行為を行い又は行おうとする者に対しては、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する観点から、関係する法令に従い、株主の皆様が大規模な買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努めるものいたします。

また、仮に大規模な買付行為に対する速やかな対抗措置を講じなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると合理的に判断されるときには、株主から経営を負託された当社取締役会の当然の責務として、関連する法令の許容する範囲内において、適宜、当該時点で最も適切と考えられる具体的な措置の内容を速やかに決定し、実行することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

なお、上記②および③に記載の取組みは、上記①に記載の方針に従い、当社の企業価値及び株主共同の利益に沿うものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位: 百万円)

|                           | 株主資本    |         |         |        |           |
|---------------------------|---------|---------|---------|--------|-----------|
|                           | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自己株式   | 株主資本合計    |
| 2025年4月1日残高               | 250,930 | 119,861 | 632,946 | △2,010 | 1,001,727 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |         |         |        |           |
| 剰余金の配当                    |         |         | △37,549 |        | △37,549   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |         | 93,717  |        | 93,717    |
| 株式交換                      |         | 658     |         | 3,185  | 3,843     |
| 自己株式の取得                   |         |         |         | △3,164 | △3,164    |
| 自己株式の処分                   |         | 0       |         | 730    | 730       |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |         | 3,365   |         |        | 3,365     |
| 持分法適用会社が保有する親会社株式の増減      |         | 35      |         | 70     | 105       |
| 持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減 |         |         |         | △99    | △99       |
| 土地再評価差額金の取崩               |         |         | △1      |        | △1        |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |         |         |        |           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | －       | 4,059   | 56,166  | 721    | 60,947    |
| 2026年3月31日残高              | 250,930 | 123,920 | 689,112 | △1,288 | 1,062,674 |

|                           | その他の包括利益累計額  |         |          |          |              |               | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|---------------------------|--------------|---------|----------|----------|--------------|---------------|---------|-----------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |         |           |
| 2025年4月1日残高               | 47,885       | △743    | 4,958    | 69,485   | 38,483       | 160,069       | 75,262  | 1,237,059 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |         |          |          |              |               |         |           |
| 剰余金の配当                    |              |         |          |          |              |               |         | △37,549   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |              |         |          |          |              |               |         | 93,717    |
| 株式交換                      |              |         |          |          |              |               |         | 3,843     |
| 自己株式の取得                   |              |         |          |          |              |               |         | △3,164    |
| 自己株式の処分                   |              |         |          |          |              |               |         | 730       |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |              |         |          |          |              |               |         | 3,365     |
| 持分法適用会社が保有する親会社株式の増減      |              |         |          |          |              |               |         | 105       |
| 持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減 |              |         |          |          |              |               |         | △99       |
| 土地再評価差額金の取崩               |              |         |          |          |              |               |         | △1        |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 1,074        | 5,278   | 1        | 5,384    | 26,841       | 38,580        | △6,134  | 32,446    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 1,074        | 5,278   | 1        | 5,384    | 26,841       | 38,580        | △6,134  | 93,393    |
| 2026年3月31日残高              | 48,959       | 4,534   | 4,959    | 74,870   | 65,325       | 198,650       | 69,128  | 1,330,453 |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社188社のうち163社を連結しております。主要な連結子会社の名称は、次のとおりであります。

神鋼鋼線工業(株)、関西熱化学(株)、(株)コベルコロジスティクス、神鋼ボルト(株)、(株)コベルコE&M、  
神鋼特殊鋼線(平湖)有限公司、Kobelco Precision Technology Sdn. Bhd.、Kobelco Millcon Steel Co., Ltd.、  
神鋼汽車鋁部品(蘇州)有限公司、Kobelco Aluminum Automotive Products, LLC、  
Kobelco Aluminum Products & Extrusions Inc.、Kobelco Electronics Material(Thailand) Co., Ltd.、  
青島神鋼溶接材料有限公司、Kobelco Welding of Korea Co., Ltd.、  
コベルコ・コンプレッサ(株)、神鋼造機(株)、(株)コベルコ科研、神鋼無錫圧縮機股份有限公司、  
神鋼圧縮機製造(上海)有限公司、Kobelco Industrial Machinery India Pvt. Ltd.、Quintus Technologies AB、  
Kobelco Machinery Korea Co., Ltd.、Kobelco Compressors America, Inc.、  
(株)神鋼環境ソリューション、神鋼環境メンテナンス(株)、Midrex Technologies, Inc.、  
コベルコ建機(株)、コベルコ建機日本(株)、コベルコ建機トータルサポート(株)、神鋼建機(中国)有限公司、  
成都神鋼建機融資租賃有限公司、Kobelco Construction Machinery Southeast Asia Co., Ltd.、  
Kobelco Construction Equipment India Pvt. Ltd.、Kobelco Construction Machinery Europe B.V.、  
Kobelco International (S) Co., Pte. Ltd.、Pt. Daya Kobelco Construction Machinery Indonesia、  
Kobelco Construction Machinery Australia Pty. Ltd.、Kobelco Construction Machinery U.S.A. Inc.、  
(株)コベルコパワー神戸、(株)コベルコパワー真岡、(株)コベルコパワー神戸第二、  
神鋼投資有限公司、Kobe Steel USA Holdings Inc.

当連結会計年度より、ファイベックス(株)をはじめとする2社を新たに連結の範囲に含めており、その理由は、株式の追加取得等であります。また、日本高周波鋼業(株)をはじめとする8社を連結の範囲から除外しており、その理由は、株式譲渡等であります。

なお、非連結子会社は、神協海運(株)をはじめ25社ありますが、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結会社のそれらの合計額に比べ、いずれも重要性が乏しいため連結の範囲に含めておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社25社及び関連会社44社のうち30社について持分法を適用しております。主要な持分法適用関連会社の名称は、次のとおりであります。

日鉄神鋼建材(株)、宝鋼神鋼汽車鋁板(上海)有限公司、神鋼汽車鋁材(天津)有限公司、  
鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司、Ulsan Aluminum, Ltd.、PRO-TEC Coating Company, LLC、  
日本エアロフォージ(株)、(株)ほくとう、神鋼商事(株)、新生コベルコリース(株)、TC神鋼不動産(株)

当連結会計年度より、ファイベックス(株)をはじめとする5社を持分法の範囲から除外しており、その理由は、株式の追加取得等であります。

なお、持分法を適用していない関連会社は、非連結子会社25社（神協海運(株)他）及び関連会社14社（J&T Welding Supply Co., Ltd.他）であります。これらの会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結会社、持分法適用会社のそれらの合計額に比べ、重要性が乏しいため持分法を適用しておりません。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (ア) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

##### (i) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

##### (ii) 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

##### (イ) デリバティブの評価基準

時価法

##### (ウ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として鉄鋼アルミ、素形材（鋳鍛鋼品を除く）、溶接及び電力の棚卸資産は総平均法、素形材の鋳鍛鋼品、機械、エンジニアリング及び建設機械の棚卸資産は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(i) 自己所有の固定資産

主として定額法によっております。

(ii) リース資産

所有権移転ファイナンス・  
リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・  
リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

②無形固定資産

主として定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③製品保証引当金

主として素形材の鋳鍛鋼品・チタン製品、機械、エンジニアリング及び建設機械では、製品販売後及び工事引渡後の保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の実績率に基づく当連結会計年度末における負担見積額の他、特定案件の当連結会計年度末における負担見積額を計上しております。

④受注工事損失引当金

主として素形材の鋳鍛鋼品、機械及びエンジニアリングでは、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事等の損失見積額を計上しております。

⑤解体撤去関連費用引当金

加古川製鉄所内において生産体制変革に備えた用地の確保を目的として設備を解体撤去するため、これに伴い発生する費用等について、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

⑥合併契約関連費用引当金

中国での自動車用アルミパネルの事業拡大と自動車メーカーのCO<sub>2</sub>削減ニーズへの対応のため、2025年1月に宝山鋼鉄股份有限公司及び宝武鋁業科技有限公司との合併会社である宝鋼神鋼汽車鋁板（上海）有限公司を設立し、中国国内で母材の調達からアルミパネルの製造・販売までを完結させる事業への転換を進めております。これに伴い、Ulsan Aluminum, Ltd.からの母材の購入量は減少することが見込まれますが、Novelis Korea Ltd.との合併契約上、母材の購入量に関わらず一定割合の固定費相当額を負担することが定められており、購入量に見合う額を超える負担の発生が見込まれることから、当連結会計年度末における当該負担見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは収益の認識に関し、次の5つのステップを適用しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

素材系事業（鉄鋼アルミ、素形材、溶接）の収益は主として製品の販売、機械系事業（機械、エンジニアリング、建設機械）の収益は主として製品の販売、工事契約、サービスの提供、電力事業の収益は主として電力の供給によるものであります。

①一時で充足される履行義務

製品の販売については、原則として当該製品の引渡時点で、製品の支配が顧客に移転され、履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点において当該製品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

サービスの提供については、サービスの提供完了時点で履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

電力の供給については、電力を供給した時点で履行義務が充足されることから、契約で定められた計量日に実施する計量器の検針により測定した顧客への電力供給量に基づいて収益を認識しております。

②一定期間にわたり充足される履行義務

工事契約については、主として顧客に提供する履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度は、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すことから、見積総原価に対する累積実際発生原価の割合で算出しております。取引の対価は、主として履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足したのち一定期間経過後に受領しております。

サービスの提供については、移転されるサービスの総量に対する割合に基づいて収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しております。顧客との契約において約束された対価に、値引き等の変動対価が含まれる場合には、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、為替予約を振り当てたものを除き、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

(ア) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、個別に為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務について、振当処理の要件を充たしている場合は、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については特例処理によっております。

(イ) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段

為替予約取引、金利スワップ取引、商品先渡取引及び直物為替先渡取引（NDF）

②ヘッジ対象

為替、金利及びアルミ等地金の売買に係る相場変動による損失の可能性のある資産又は負債（予定取引により発生が見込まれるものを含む。）

(ウ) ヘッジ方針及び

ヘッジ有効性の評価方法

当社グループは、相場変動のリスクの低減を目的としてヘッジ取引を実施しており、投機を目的としたヘッジ取引は一切実施しないこととしております。

当社のヘッジ有効性の評価については、内部規程に基づき実施しております。

連結子会社のヘッジ有効性の評価については、当社と同様の規程に基づき当社の所管部室において実施するか、又は、各子会社内に管理担当部室において実施しております。

(8) のれんの償却方法

のれんの償却については、発生年度において実質的判断による償却期間の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で均等償却（僅少な場合は一時償却）しております。

(9) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

当社グループは、資産又は資産グループについて営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなるなど、減損の兆候があると判断された場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識の要否を判定しています。その結果、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回っている場合には減損損失を認識しております。減損損失の測定を行うに当たり、回収可能価額は、使用価値または正味売却価額のいずれか大きい方の金額としております。

当社グループにおいて連結計算書類に計上した減損損失の詳細は「連結損益計算書に関する注記 4. 減損損失」に記載のとおりであり、固定資産の帳簿価額及び減損損失の金額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|        | 金額        |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 1,020,901 |
| 無形固定資産 | 57,680    |
| 計      | 1,078,582 |
| 減損損失   | 24,158    |

当連結会計年度において減損損失を計上した資産グループのうち主なものは次のとおりであります。

#### <アルミ板>

当社のアルミ板事業に関する事業用固定資産について、自動車用アルミパネル材の拡販の遅れ、調達コスト上昇分の販売価格への転嫁遅れなどの影響により営業損益が継続してマイナスとなったため、減損の兆候があると判断し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから当連結会計年度において減損損失を認識しております。

回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しています。将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画における市場予測に基づく販売数量や事業再構築の推進及び生産体制の適正化によるコスト削減等を主要な仮定としており、不確実性を考慮して見積っております。

当該資産グループの減損損失認識後の固定資産の帳簿価額及び減損損失の金額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|        | 金額     |
|--------|--------|
| 有形固定資産 | 12,097 |
| 無形固定資産 | 1,205  |
| 計      | 13,303 |
| 減損損失   | 20,985 |

見積りに時に設定した仮定と実際の結果に大きな乖離が見られるなど見積りの前提に大きな変化が生じ、将来のキャッシュ・フローが下振れた場合、翌連結会計年度において追加的に減損損失を認識する可能性があります。

## 追加情報

### 取締役等に対する株式給付信託（BBT）導入

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

#### ① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社取締役及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、信託期間中の3年毎の一定期日とします。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は201百万円、株式数は136千株であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|        |            |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 218,500百万円 |
| 現金及び預金 | 59,844     |
| その他    | 23,026     |
| 合計     | 301,371    |

#### (2) 担保に係る債務

|       |            |
|-------|------------|
| 長期借入金 | 157,084百万円 |
| 短期借入金 | 29,414     |
| 合計    | 186,499    |

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,914,306百万円

### 3. 保証債務等

#### (1) 連結会社以外の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

|                |          |
|----------------|----------|
| 日本エアフォージ(株)    | 1,323百万円 |
| 飯舘バイオパートナーズ(株) | 564      |
| その他(3社他)       | 655      |
| 合計             | 2,542    |

また、当社の連結子会社である神鋼建機(中国)有限公司は、販売代理店やリース会社を通じて顧客に建設機械を販売しております。販売代理店は、顧客の銀行ローンやリース取引について、担保となる建設機械を銀行ローン残高や未経過リース料相当額で買い取る保証を差し入れております。この買取保証に関し、神鋼建機(中国)有限公司は再保証を差し入れております。当該保証残高は、当連結会計年度末において275百万円であります。

#### (2) 受取手形裏書譲渡高 451百万円

#### (3) 債権流動化に伴う買戻義務 2,235百万円

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益以外の収益の額に重要性がないため、顧客との契約から生じる収益及びその他の源泉から認識した収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

### 2. 投資有価証券売却益

主に当社の政策保有株式の売却によるものであります。

### 3. 固定資産売却益

主に当社の土地の売却によるものであります。

### 4. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失（24,158百万円）を計上しており、その内訳は、建物及び構築物10,861百万円、機械装置及び運搬具8,320百万円、工具、器具及び備品847百万円、土地1,866百万円、建設仮勘定976百万円、ソフトウェア1,206百万円、無形固定資産のその他79百万円であります。

| 用途         | 場所及び件数       | 種類及び金額<br>(百万円) |
|------------|--------------|-----------------|
| アルミ板製造資産   | 栃木県真岡市 1件    | 機械装置等 20,985    |
| その他の事業用資産等 | 岐阜県大垣市他 計11件 | 機械装置等 3,173     |

当社グループは減損損失を把握するにあたって、事業用資産は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分やキャッシュ・フローの生成単位を考慮しつつ、原則として事業所毎にグルーピングしております。また、遊休資産は個別物件単位で資産をグルーピングしております。

主な資産グループ毎の減損損失を認識するに至った経緯及び回収可能価額の算定方法は次のとおりです。

#### アルミ板製造資産

自動車用アルミパネル材の販売の低迷に伴い収益性が低下したことにより、帳簿価額34,288百万円を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20,985百万円）として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを割引率7%で割り引いた使用価値により算定しております。

### 5. 関係会社株式売却損

日本高周波鋼業(株)の株式の売却によるものであります。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 396,345,963株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      | 配当の原資 |
|---------------------|-------|-----------|--------------|------------|------------|-------|
| 2025年5月19日<br>取締役会  | 普通株式  | 21,783百万円 | 55.0円        | 2025年3月31日 | 2025年6月3日  | 利益剰余金 |
| 2025年11月10日<br>取締役会 | 普通株式  | 15,766百万円 | 40.0円        | 2025年9月30日 | 2025年12月1日 | 利益剰余金 |

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年5月20日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定にしております。

①配当金の総額 15,839百万円

②1株当たり配当額 40.0円

③基準日 2026年3月31日

④効力発生日 2026年6月5日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画及び投融資計画に照らして必要な長期性資金（主に銀行借入及び社債発行）を調達しております。また、損益計画及び運転資金収支に照らして短期的な運転資金（主に銀行借入及びコマーシャル・ペーパー発行）を調達しております。なお、一時的な余資については、安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形、売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は与信管理規程に基づき、連結子会社については当社と同様の規程に基づき、管理を行っております。投資有価証券は、時価等の変動リスクに晒されておりますが、主に取引先企業の株式であり、定期的に把握された時価等が取締役に報告されております。

支払手形及び買掛金、借入金等は、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社においてグループ全体の資金計画を管理しております。

デリバティブ取引は、為替、金利及びアルミ地金等の売買に係る相場変動リスクを回避するために利用し、投機を目的とした取引は一切実施しないこととしております。当該リスクに関しては、当社は内部規程に基づき、連結子会社は当社と同様の規程に基づき、管理を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                   | 連結貸借対照表計上額 ※ 3 | 時価 ※ 3    | 差額    |
|-------------------|----------------|-----------|-------|
| (1) 投資有価証券 ※ 4    |                |           |       |
| ①関連会社株式           | 8,972          | 8,502     | (469) |
| ②その他有価証券          | 108,817        | 108,817   | —     |
| (2) 短期借入金         | (143,700)      | (143,441) | 258   |
| (3) 1年内償還予定の社債    | (10,000)       | (9,981)   | 19    |
| (4) 社債            | (135,000)      | (134,782) | 217   |
| (5) 長期借入金         | (428,373)      | (420,124) | 8,249 |
| (6) デリバティブ取引 ※ 5  |                |           |       |
| ①ヘッジ会計が適用されていないもの | (3,150)        | (3,150)   | —     |
| ②ヘッジ会計が適用されているもの  | 6,164          | 6,164     | —     |

※ 1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

※ 2 「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

※ 3 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※ 4 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分     | 連結貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 非上場株式等 | 97,658     |

※ 5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベル毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| 区分                 | 時価      |         |      |         |
|--------------------|---------|---------|------|---------|
|                    | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| (1) 投資有価証券         |         |         |      |         |
| ② 其他有価証券           | 108,817 | —       | —    | 108,817 |
| (6) デリバティブ取引       |         |         |      |         |
| ① ヘッジ会計が適用されていないもの | —       | (3,150) | —    | (3,150) |
| ② ヘッジ会計が適用されているもの  | —       | 6,164   | —    | 6,164   |

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

| 区分             | 時価    |           |      |           |
|----------------|-------|-----------|------|-----------|
|                | レベル1  | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| (1) 投資有価証券     |       |           |      |           |
| ① 関連会社株式       | 8,502 | —         | —    | 8,502     |
| (2) 短期借入金      | —     | (143,441) | —    | (143,441) |
| (3) 1年内償還予定の社債 | —     | (9,981)   | —    | (9,981)   |
| (4) 社債         | —     | (134,782) | —    | (134,782) |
| (5) 長期借入金      | —     | (420,124) | —    | (420,124) |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### (1) 投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

#### (2) 短期借入金及び(5) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。全てレベル2に分類しております。

#### (3) 1年内償還予定の社債及び(4) 社債

市場価格（売買参考統計値）等を用いて評価しており、その時価をレベル2に分類しております。

#### (6) デリバティブ取引

為替予約の時価については、先物為替相場等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法、金利スワップ及び通貨スワップの時価については、金利及び為替相場等の観察可能なインプットを用いて主として割引現在価値法により算定された契約を締結している取引先金融機関から提示された価格、商品先渡の時価については、商品先物相場等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法によって評価しており、全てレベル2に分類しております。

なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金等と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金等を含めて記載しております。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております（上記(5)参照）。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメント毎の売上高を地域別及び財又はサービスの移転時期別に分解した情報は、次のとおりであります。

#### (1) 地域別の内訳

(単位：百万円)

|           | 報告セグメント |         |         |         |        |         |          |
|-----------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|----------|
|           | 鉄鋼アルミ   |         |         | 素形材     | 溶接     | 機械      | エンジニアリング |
|           | 鉄鋼      | アルミ板    | 計       |         |        |         |          |
| 日本        | 643,454 | 130,728 | 774,182 | 179,214 | 46,742 | 107,139 | 126,626  |
| アメリカ      | 31,688  | 7,100   | 38,788  | 50,430  | 6,660  | 25,315  | 1,847    |
| その他       | 113,540 | 34,958  | 148,498 | 90,573  | 42,206 | 136,559 | 63,048   |
| 外部顧客への売上高 | 788,682 | 172,786 | 961,469 | 320,218 | 95,610 | 269,014 | 191,521  |

|           | 報告セグメント |         |           | その他<br>(注1) | 合計        | 調整額   | 連結<br>損益計算書<br>計上額 |
|-----------|---------|---------|-----------|-------------|-----------|-------|--------------------|
|           | 建設機械    | 電力      | 計         |             |           |       |                    |
| 日本        | 145,724 | 203,201 | 1,582,831 | 4,083       | 1,586,915 | 1,797 | 1,588,713          |
| アメリカ      | 50,970  | —       | 174,012   | —           | 174,012   | 139   | 174,151            |
| その他       | 192,777 | —       | 673,663   | —           | 673,663   | 52    | 673,716            |
| 外部顧客への売上高 | 389,472 | 203,201 | 2,430,507 | 4,083       | 2,434,591 | 1,989 | 2,436,581          |

#### (2) 財又はサービスの移転時期別の内訳

(単位：百万円)

|                       | 報告セグメント |         |         |         |        |         |          |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|----------|
|                       | 鉄鋼アルミ   |         |         | 素形材     | 溶接     | 機械      | エンジニアリング |
|                       | 鉄鋼      | アルミ板    | 計       |         |        |         |          |
| 一時点で移転される財又はサービス      | 774,709 | 172,786 | 947,495 | 320,218 | 95,610 | 236,302 | 50,411   |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 13,973  | —       | 13,973  | —       | —      | 32,712  | 141,110  |
| 外部顧客への売上高             | 788,682 | 172,786 | 961,469 | 320,218 | 95,610 | 269,014 | 191,521  |

|                       | 報告セグメント |         |           | その他<br>(注1) | 合計        | 調整額   | 連結<br>損益計算書<br>計上額 |
|-----------------------|---------|---------|-----------|-------------|-----------|-------|--------------------|
|                       | 建設機械    | 電力      | 計         |             |           |       |                    |
| 一時点で移転される財又はサービス      | 376,564 | 203,201 | 2,229,803 | 3,612       | 2,233,416 | 1,940 | 2,235,356          |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 12,907  | —       | 200,704   | 471         | 201,175   | 49    | 201,224            |
| 外部顧客への売上高             | 389,472 | 203,201 | 2,430,507 | 4,083       | 2,434,591 | 1,989 | 2,436,581          |

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、本社所管の事業会社等を含んでおります。

2. 外部顧客への売上高は、そのほとんどが顧客との契約から認識した収益であるため、その他の源泉から認識した収益については、顧客との契約から生じる収益に含めております。

3. 売上高を地域別に分解した情報は顧客の所在地を基礎とし、国別に分解しております。

## 2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

|                     | 金額      |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 369,393 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 384,142 |
| 契約資産(期首残高)          | 35,039  |
| 契約資産(期末残高)          | 48,541  |
| 契約負債(期首残高)          | 75,541  |
| 契約負債(期末残高)          | 78,987  |

契約資産は、主に機械及びエンジニアリングにおいて進捗度に応じて認識した収益に係る契約上未請求の取引の対価に関するものであり、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権へ振り替えております。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関するものであります。当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、45,236百万円です。なお、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、主として機械及びエンジニアリングにおける製品の販売、工事契約及びサービスの提供に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|      | 金額      |
|------|---------|
| 1年以内 | 295,597 |
| 1年超  | 350,306 |
| 合計   | 645,904 |

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 3,189円56銭

1 株当たり当期純利益 237円80銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」制度に関する信託に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当連結会計年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、136千株であり、当連結会計年度における1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、287千株であります。

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 貸借対照表 (2026年 3月31日現在)

| 科 目                   |  | 金 額       | 科 目                     |  | 金 額       |
|-----------------------|--|-----------|-------------------------|--|-----------|
| 資 産 の 部               |  |           | 負 債 の 部                 |  |           |
| 流 動 資 産               |  | 847,001   | 流 動 負 債                 |  | 573,172   |
| 現 金 及 び 預 金           |  | 7,030     | 買 掛 金                   |  | 273,272   |
| 受 取 手 形               |  | 518       | 短 期 借 入 金               |  | 108,666   |
| 売 掛 金                 |  | 180,354   | コマーシャル・ペーパー             |  | 26,000    |
| 契 約 資 産               |  | 3,138     | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債     |  | 10,000    |
| 商 品 及 び 製 品           |  | 123,523   | リ ー ス 債 務               |  | 724       |
| 仕 掛 品                 |  | 130,893   | 未 払 金                   |  | 38,637    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品       |  | 202,901   | 未 払 法 人 費 用             |  | 35,204    |
| 前 渡 金                 |  | 8,358     | 未 払 税 等                 |  | 1,060     |
| 前 払 費 用               |  | 4,050     | 契 約 負 債                 |  | 32,993    |
| 短 期 貸 付 金             |  | 100,422   | 前 受 り 金                 |  | 110       |
| 未 収 入 金               |  | 64,676    | 預 り 金                   |  | 7,759     |
| そ の 他                 |  | 21,280    | 賞 与 引 当 金               |  | 255       |
| 貸 倒 引 当 金             |  | △148      | 製 品 保 証 引 当 金           |  | 11,190    |
| 固 定 資 産               |  | 970,213   | 受 注 工 事 損 失 引 当 金       |  | 1,382     |
| 有 形 固 定 資 産           |  | 486,048   | 解 体 撤 去 関 連 費 用 引 当 金   |  | 3,452     |
| 建 物                   |  | 90,285    | 資 産 除 去 引 当 金           |  | 1,939     |
| 構 築 物                 |  | 37,249    | 固 定 負 債                 |  | 395       |
| 機 械 及 び 装 置           |  | 253,090   | 社 会 債 務                 |  | 2,697     |
| 車 両 運 搬 具             |  | 865       | 長 期 借 入 金               |  | 17,429    |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品     |  | 9,017     | リ ー ス 債 務               |  | 471,294   |
| 土 地                   |  | 62,678    | 退 職 給 付 引 当 金           |  | 135,000   |
| 建 設 仮 勘 定             |  | 32,861    | 解 体 撤 去 関 連 費 用 引 当 金   |  | 256,240   |
| 無 形 固 定 資 産           |  | 30,785    | 合 弁 契 約 関 連 費 用 引 当 金   |  | 3,398     |
| ソ フ ト ウ エ ア           |  | 30,165    | 資 産 除 去 債 務             |  | 56,741    |
| 施 設 利 用 権             |  | 381       | そ の 他                   |  | 8,351     |
| そ の 他                 |  | 239       | 株 主 資 本                 |  | 6,741     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産       |  | 453,379   | 資 本 準 備 金               |  | 3,725     |
| 投 資 有 価 証 券           |  | 111,553   | そ の 他 資 本 剰 余 金         |  | 1,096     |
| 関 係 会 社 株 式 及 び 出 資 金 |  | 237,999   | 利 益 剰 余 金               |  | 1,044,467 |
| 長 期 貸 付 金             |  | 65,075    | そ の 他 利 益 剰 余 金         |  |           |
| 前 払 年 金 費 用           |  | 10,511    | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       |  |           |
| 繰 延 税 金 資 産           |  | 20,576    | 繰 越 利 益 剰 余 金           |  |           |
| そ の 他                 |  | 16,379    | 自 己 株 式                 |  |           |
| 貸 倒 引 当 金             |  | △8,717    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |  |           |
| 資 産 合 計               |  | 1,817,215 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |  |           |
|                       |  |           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           |  |           |
|                       |  |           | 純 資 産 合 計               |  |           |
|                       |  |           | 負 債 純 資 産 合 計           |  |           |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

|     |   |   |   |   | (単位：百万円) |           |
|-----|---|---|---|---|----------|-----------|
| 科 目 |   |   |   |   | 金        | 額         |
| 売   | 上 |   | 高 |   |          | 1,330,807 |
| 売   | 上 | 原 | 価 |   |          | 1,201,470 |
| 売   | 上 | 総 | 利 | 益 |          | 129,336   |
| 販   | 売 | 費 | 及 | び | 一        | 般         |
|     |   |   |   |   | 管        | 理         |
|     |   |   |   |   | 費        |           |
| 営   |   | 業 | 利 | 益 |          | 103,813   |
| 営   | 業 | 外 | 収 | 益 |          | 25,522    |
|     | 受 | 取 | 利 | 息 | 及        | び         |
|     |   |   |   |   | 配        | 当         |
| そ   |   |   | の |   | 金        |           |
|     |   |   |   |   | 他        |           |
| 営   | 業 | 外 | 費 |   | 用        |           |
|     | 支 | 払 | 利 |   | 息        |           |
| そ   |   |   | の |   | 他        |           |
| 経   | 常 |   | 利 | 益 |          | 46,121    |
| 特   | 別 |   | 利 | 益 |          |           |
|     | 投 | 資 | 有 | 価 | 証        | 券         |
|     |   |   |   |   | 売        | 却         |
|     | 固 | 定 | 資 | 産 | 売        | 却         |
|     |   |   |   |   | 益        |           |
| 特   | 別 |   | 損 |   |          |           |
|     | 減 | 損 | 損 |   | 失        |           |
|     |   |   |   |   | 失        |           |
|     | 抱 | 合 | せ | 株 | 式        | 消         |
|     |   |   |   |   | 滅        | 差         |
|     | 関 | 係 | 会 | 社 | 株        | 式         |
|     |   |   |   |   | 売        | 却         |
|     |   |   |   |   | 損        |           |
| 税   | 引 | 前 | 当 | 期 | 純        | 利         |
|     |   |   |   |   | 益        |           |
| 法   | 人 | 税 | 、 | 住 | 民        | 税         |
|     |   |   |   |   | 及        | び         |
|     |   |   |   |   | 事        | 業         |
| 法   | 人 | 税 | 等 | 調 | 整        | 税         |
|     |   |   |   |   | 額        |           |
| 当   | 期 |   | 純 | 利 | 益        |           |
|     |   |   |   |   |          | 59,002    |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株主資本    |         |          |         |           |         |         |        |         |
|-----------------------------|---------|---------|----------|---------|-----------|---------|---------|--------|---------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金     |         |         | 自己株式   | 株主資本合計  |
|                             |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金  |         | 利益剰余金合計 |        |         |
|                             |         |         |          |         | 固定資産圧縮積立金 | 繰越利益剰余金 |         |        |         |
| 2025年4月1日残高                 | 250,930 | 122,697 | －        | 122,697 | 1,520     | 335,924 | 337,445 | △1,589 | 709,483 |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |          |         |           |         |         |        |         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |         |         |          |         | △160      | 160     | －       |        | －       |
| 剰余金の配当                      |         |         |          |         |           | △37,549 | △37,549 |        | △37,549 |
| 当期純利益                       |         |         |          |         |           | 59,002  | 59,002  |        | 59,002  |
| 株式交換                        |         |         | 658      | 658     |           |         |         | 3,185  | 3,843   |
| 自己株式の取得                     |         |         |          |         |           |         |         | △3,164 | △3,164  |
| 自己株式の処分                     |         |         | 0        | 0       |           |         |         | 730    | 730     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） |         |         |          |         |           |         |         |        |         |
| 事業年度中の変動額合計                 | －       | －       | 658      | 658     | △160      | 21,612  | 21,452  | 751    | 22,862  |
| 2026年3月31日残高                | 250,930 | 122,697 | 658      | 123,355 | 1,360     | 357,537 | 358,897 | △837   | 732,345 |

|                             | 評価・換算差額等     |         |            | 純資産合計   |
|-----------------------------|--------------|---------|------------|---------|
|                             | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 2025年4月1日残高                 | 40,944       | △908    | 40,035     | 749,518 |
| 事業年度中の変動額                   |              |         |            |         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |              |         |            | －       |
| 剰余金の配当                      |              |         |            | △37,549 |
| 当期純利益                       |              |         |            | 59,002  |
| 株式交換                        |              |         |            | 3,843   |
| 自己株式の取得                     |              |         |            | △3,164  |
| 自己株式の処分                     |              |         |            | 730     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） | 124          | 242     | 366        | 366     |
| 事業年度中の変動額合計                 | 124          | 242     | 366        | 23,229  |
| 2026年3月31日残高                | 41,069       | △666    | 40,402     | 772,747 |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券
 

|                 |                                          |
|-----------------|------------------------------------------|
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等      | 移動平均法による原価法                              |
2. デリバティブの評価基準
 

時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 

鉄鋼アルミ、素形材（鋳鍛鋼品を除く）、溶接の棚卸資産は総平均法、素形材の鋳鍛鋼品、機械、エンジニアリングの棚卸資産は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産
    - ① 自己所有の固定資産 定額法によっております。
    - ② リース資産
 

|                         |                                    |
|-------------------------|------------------------------------|
| 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの  | 自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。    |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |
  - (2) 無形固定資産
 

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
  - (3) 長期前払費用
 

均等償却しております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金
 

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金
 

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 製品保証引当金
 

素形材の鋳鍛鋼品・チタン製品、機械、エンジニアリングでは、製品販売後及び工事引渡後の保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の実績率に基づく当事業年度末における負担見積額その他、特定案件の当事業年度末における負担見積額を計上しております。
  - (4) 受注工事損失引当金
 

素形材の鋳鍛鋼品、機械、エンジニアリングでは、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事等の損失見積額を計上しております。
  - (5) 解体撤去関連費用引当金
 

加古川製鉄所内において生産体制変革に備えた用地の確保を目的として設備を解体撤去するため、これに伴い発生する費用等について、当事業年度末における見積額を計上しております。
  - (6) 合併契約関連費用引当金
 

中国での自動車用アルミパネルの事業拡大と自動車メーカーのCO<sub>2</sub>削減ニーズへの対応のため、2025年１月に宝山鋼鉄股份有限公司及び宝武鋁業科技有限公司との合併会社である宝鋼神鋼汽車鋁板（上海）有限公司を設立し、中国国内で母材の調達からアルミパネルの製造・販売までを完結させる事業への転換を進めております。これに伴い、Ulsan Aluminum, Ltd.からの母材の購入量は減少することが見込まれますが、Novelis Korea Ltd.との合併契約上、母材の購入量に関わらず一定割合の固定費相当額を負担することが定められており、購入量に見合う額を超える負担の発生が見込まれることから、当事業年度末における当該負担見積額を計上しております。
  - (7) 退職給付引当金
 

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社は収益の認識に関し、次の5つのステップを適用しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時又は充足するにつれて収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

素材系事業（鉄鋼アルミ、素形材、溶接）の収益は主として製品の販売、機械系事業（機械、エンジニアリング）の収益は主として製品の販売、工事契約、サービスの提供、電力事業の収益は主としてサービスの提供によるものであります。

### ①一時点で充足される履行義務

製品の販売については、原則として当該製品の引渡時点で、製品の支配が顧客に移転され、履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点において当該製品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

### ②一定期間にわたり充足される履行義務

工事契約については、主として顧客に提供する履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度は、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すことから、見積総原価に対する累積実際発生原価の割合で算出しております。取引の対価は、主として履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足したのち一定期間経過後に受領しております。

サービスの提供については、移転されるサービスの総量に対する割合に基づいて収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しております。顧客との契約において約束された対価に、値引き等の変動対価が含まれる場合には、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## 7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、為替予約を振り当てたものを除き、決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、個別に為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務について、振当処理の要件を充たしている場合は、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引及び通貨スワップ取引については特例処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

#### ヘッジ手段

為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、商品先渡取引及び直物為替先渡取引（NDF）

#### ヘッジ対象

為替、金利、通貨及びアルミ等地金の売買に係る相場変動による損失の可能性のある資産又は負債（予定取引により発生が見込まれるものを含む。）

### (3) ヘッジ方針及び

#### ヘッジ有効性の評価方法

相場変動のリスクの低減を目的としてヘッジ取引を実施しており、投機を目的としたヘッジ取引は一切実施しないこととしております。

ヘッジ有効性の評価については、内部規程に基づき実施しております。

## 9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 10. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

当社は、資産又は資産グループについて営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなるなど、減損の兆候があると判断された場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識の要否を判定しています。その結果、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回っている場合には減損損失を認識しております。減損損失の測定を行うに当たり、回収可能価額は、使用価値または正味売却価額のいずれか大きい方の金額としております。

当社において計算書類に計上した減損損失の詳細は「損益計算書に関する注記 4. 減損損失」に記載のとおりであり、固定資産の帳簿価額及び減損損失の金額は、次のとおりであります。

| (単位：百万円) |         |
|----------|---------|
|          | 金額      |
| 有形固定資産   | 486,048 |
| 無形固定資産   | 30,785  |
| 計        | 516,834 |
| 減損損失     | 21,147  |

当事業年度において減損損失を計上した資産グループのうち主なものは連結注記表「会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損」に記載のとおりであります。

## 追加情報

取締役等に対する株式給付信託（BBT）導入

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員に信託を通じて当社の株式を交付する取引については、連結注記表「追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|        |           |      |
|--------|-----------|------|
| 関係会社株式 | 11,092百万円 | ※1※2 |
| その他    | 21,980    | ※1※2 |

#### (2) 担保に係る債務

|              |            |      |
|--------------|------------|------|
| 関係会社の金融機関借入金 | 185,175百万円 | ※1※2 |
|--------------|------------|------|

※1 担保に供している資産のうち15,737百万円は、電力卸供給事業の事業主体である(株)コベルコパワー真岡の金融機関借入金29,549百万円に対して、抵当権等を設定したものであります。

※2 担保に供している資産のうち17,336百万円は、電力卸供給事業の事業主体である(株)コベルコパワー神戸第二の金融機関借入金155,626百万円に対して、抵当権等を設定したものであります。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,115,507百万円

### 3. 保証債務等

#### (1) 他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

|                                     |          |   |
|-------------------------------------|----------|---|
| Quintus Technologies AB             | 4,985百万円 |   |
| Kobelco Millcon Steel Co., Ltd.     | 3,888    | ※ |
| Kobe Steel International (USA) Inc. | 1,598    |   |
| その他（5社他）                            | 2,581    | ※ |
| 合計                                  | 13,054   |   |

※うち、978百万円については、他社より再保証を受けております。

#### (2) 債権流動化に伴う買戻義務 2,235百万円

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |            |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 231,947百万円 |
| 長期金銭債権 | 69,712     |
| 短期金銭債務 | 130,897    |
| 長期金銭債務 | 3,478      |

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 営業取引による取引高      |            |
| 売上高             | 401,511百万円 |
| 仕入高             | 715,073    |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 114,663    |

### 2. 投資有価証券売却益

政策保有株式の売却によるものであります。

### 3. 固定資産売却益

主に土地の売却によるものであります。

### 4. 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失（21,147百万円）を計上しており、その内訳は、建物8,469百万円、構築物701百万円、機械及び装置7,207百万円、車両運搬具25百万円、工具、器具及び備品677百万円、土地1,822百万円、建設仮勘定976百万円、ソフトウェア1,191百万円、無形固定資産のその他75百万円であります。

| 用途        | 場所及び件数 |     | 種類及び金額<br>(百万円) |        |
|-----------|--------|-----|-----------------|--------|
| アルミ板製造資産  | 栃木県真岡市 | 1 件 | 機械装置等           | 20,985 |
| その他の事業用資産 | 兵庫県高砂市 | 1 件 | 機械装置等           | 162    |

当社は減損損失を把握するにあたって、事業用資産は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分やキャッシュ・フローの生成単位を考慮しつつ、原則として事業所毎にグルーピングしております。また、遊休資産は個別物件単位で資産をグルーピングしております。

主な資産グループ毎の減損損失を認識するに至った経緯及び回収可能価額の算定方法は次のとおりです。

#### アルミ板製造資産

自動車用アルミパネル材の販売の低迷に伴い収益性が低下したことにより、帳簿価額34,288百万円を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20,985百万円）として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを割引率7%で割り引いた使用価値により算定しております。

### 5. 抱合せ株式消滅差損

当社は、2026年2月2日を効力発生日とする日本高周波鋼業(株)との株式交換及び同社株式の譲渡に関連して、日本高周波鋼業(株)が保有する鑄鉄事業に係る資産等を現物配当として受領しております。

当該現物配当に伴い、受け入れた資産の帳簿価額と日本高周波鋼業株式の帳簿価額のうち当該資産の取得に対応する額との差額を、抱合せ株式消滅差損として計上しております。

### 6. 関係会社株式売却損

日本高周波鋼業(株)の株式の売却によるものであります。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 502,296株

(注) 「株式給付信託 (BBT)」制度に関する(株)日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式135,700株が、上記自己株式に含まれております。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式評価損、退職給付引当金及び減損損失であり、回収可能性が認められないものには評価性引当額を計上しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

また、当社は、グループ通算制度を適用し、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 関連当事者との取引に関する注記

| 種類   | 会社等の名称                              | 議決権等の所有割合                               | 関連当事者との関係                                 | 取引の内容                          | 取引金額<br>(百万円) | 科目   | 期末残高<br>(百万円) |
|------|-------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------|---------------|------|---------------|
| 子会社  | 関西熱化学(株)                            | 直接<br>100.00%                           | 石炭等の支給<br>コークス等の購入<br>役員の兼任等              | 石炭等の支給                         | 85,474        | 未収入金 | 32,272        |
|      |                                     |                                         |                                           | コークス等の購入                       | 104,553       | 買掛金  | 30,023        |
|      | (株)コベルコパワー神戸                        | 直接<br>100.00%                           | 発電所の操業及び運営<br>管理の受託<br>石炭等の代理購入<br>役員の兼任等 | 石炭等の代理購入                       | 50,213        | 未収入金 | 4,783         |
|      | (株)コベルコパワー神戸第二                      | 直接<br>100.00%                           | 発電所の操業及び運営<br>管理の受託<br>石炭等の代理購入<br>役員の兼任等 | 石炭等の代理購入                       | 37,909        | 未収入金 | 774           |
|      | Kobe Steel International (USA) Inc. | 間接<br>100.00%                           | 資金の貸付<br>役員の兼任等                           | 資金の回収                          | 18,648        | —    | —             |
|      |                                     |                                         |                                           | 受取利息                           | 1,209         | —    | —             |
| 関連会社 | 神鋼商事(株)                             | 直接<br>13.33%<br>間接<br>1.04%<br>(21.56%) | 当社製品の販売<br>原材料等の購入<br>役員の兼任等              | 鉄鋼原料、その他の<br>原材料、設備用資材<br>等の購入 | 472,936       | 買掛金  | 35,334        |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引と同様に市場実勢を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は純額表示しております。

2. 消費税額は、科目の期末残高には含まれておりますが、取引金額には含まれておりません。

3. ( ) 内は、議決権行使に関し同意している者の所有割合で外数であります。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,952円15銭

1株当たり当期純利益 149円57銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」制度に関する信託に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当事業年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、136千株であり、当事業年度における1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、287千株であります。

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社 神 戸 製 鋼 所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                         |       |         |
|-------------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 中 島 久 木 |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 塚 本 健   |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 春 名 智 之 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第173期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上